

第六十三回国会 建設委員会 議 録 第 六 号

昭和四十五年三月二十五日(水曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 天野 光晴君

理事 渡辺 栄一君

理事 小川新一郎君

理事 稻村近四郎君

砂原 格君

藤波 孝生君

山本 幸雄君

下村 政巳君

松浦 利尚君

北側 義一君

浦井 洋君

出席政府委員

建設政務次官 田村 良平君

建設大臣官房長 志村 清一君

建設省計画局長 川島 博君

建設省都市局長 竹内 藤男君

建設省河川局長 坂野 重信君

建設省道路局長 菱輪健二郎君

建設省住宅局長 大津留 温君

委員外の出席者

労働省労働基準局補償課長 松尾 弘一君

労働省労働基準局安全衛生部安課長 中西 正雄君

労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 山本 秀夫君

建設省住宅局建築指導課長 前川 喜寛君

消防庁予防課長 高田 勇君

参 考 人

(日本住宅公団) 林 敬三君

(日本住宅公団) 人

(日本住宅公団) 人

(日本住宅公団) 人

(日本住宅公団) 人

(日本住宅公団) 人

(日本住宅公団) 人

(日本住宅公団) 人

(日本住宅公団) 人

(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 尚 明君

参 考 人  
(日本住宅公団) 宮地 直邦君

参 考 人  
(日本住宅公団) 東 貞三君

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

参 考 人  
(日本住宅公団) 人

○金丸委員長 次に、内閣提出、本州四国連絡橋公団法案を議題といたします。

本州四国連絡橋公団法案  
本州四国連絡橋公団法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 管理委員会(第八条―第十七条)

第三章 役員及び職員(第十八条―第二十八条)

第四章 業務(第二十九条―第三十三条)

第五章 財務及び会計(第三十四条―第四十四条)

第六章 監督(第四十五条―第四十六条)

第七章 雑則(第四十七条―第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条―第五十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 本州四国連絡橋公団は、本州と四国の連絡橋に係る有料の道路及び鉄道の建設及び管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、本州と四国の間の交通の円滑化を図り、もつて国土の均衡ある発展と国民経済の発達に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 本州四国連絡橋公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、二億円と政令で定める

地方公共団体が公団の設立に際し出資する額の合計額とする。

2 政府は、公団の設立に際し、前項の二億円を出資するものとする。

3 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府及び政令で定める地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、本州四国連絡橋公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二章 管理委員会

(設置)

第八条 公団に、管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第九条 公団の事業計画、予算及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

(組織)

第十条 委員会は、委員七人及び公団の総裁をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委

員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかねばならない。

(委員の任命)

第十一条 委員は、建設大臣が任命する。

2 委員のうち三人は、公団に出資した地方公共団体の長が（公団に出資した地方公共団体が二以上あるときは、当該地方公共団体の長が共同して）推薦した者のうちから任命しなければならぬ。

(委員の任期)

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

(委員の欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることが出来ない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）
- 二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む）
- 三 公団の役員又は職員

(委員の解任)

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣は、委員が次の各号の一に該当するときは、その委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

(委員の報酬)

第十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅

費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとす。

(議決の方法)

第十六条 委員会は、委員長又は第十條第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び總裁のうち三人以上が出席しなければ、會議を開き、議決をすることが出来ない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、公団の役員又は職員をその會議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第十七条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

(役員)

第十八条 公団に、役員として、總裁一人、副總裁一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十九条 總裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副總裁は、公団を代表し、總裁の定めるところにより、總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、總裁の定めるところにより、總裁及び副總裁を補佐して公団の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十条 總裁及び監事は、建設大臣が任命す

る。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員)の欠格事項

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることが出来ない。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）

二 日本国有鉄道の役員又は職員（非常勤の者を除く）

三 第十三条第一号又は第二号に掲げる者

(役員)の解任

第二十三条 建設大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 總裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第二十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第二十五条 公団と總裁又は副總裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第二十六条 總裁及び副總裁は、理事又は公団の

職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第二十七条 公団の職員は、總裁が任命する。

(役員及び職員)の公務員たる性質

第二十八条 第十七条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 その通行について料金を徴収することができる道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号の一般国道で本州と四国を連絡するものの新設、改築、維持、修繕その他の管理を行なうこと。

二 本州と四国を連絡する鉄道施設の建設及び管理を行なうこと。

三 前号の規定により建設した鉄道施設を有償で日本国有鉄道に利用させること。

四 第一号の道路又は第二号の鉄道施設に係る災害復旧工事を行なうこと。

五 その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行なうこと。

六 第一号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所その他の施設で政令で定めるものの建設及び管理を行なうこと。

七 前各号（第三号を除く）に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

八 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき、次に掲げる業務を行なうこと。

イ 長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究

ロ イに掲げるもののほか、第一号の道路と

密接な関連のある道路（道路法による道路をいう。第五十条第一項第三号において同じ。）の新設又は改築

ハ、に掲げるもののほか、第二号の鉄道施設と密接な関連のある鉄道施設の建設

2 公団は、前項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて、次の業務を行なうことができる。

一 前項第一号の道路で高架のものの新設若しくは改築又は同項第二号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。

二 委託に基づき、前項第一号の道路で高架のものの新設若しくは改築又は同項第二号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設すること。

3 公団は、第一項第六号及び前項の業務を行なう場合においては、政令で定める基準に従つてしなければならない。

（基本計画）

第三十条 建設大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第一号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを變更するときは、同様とする。

2 運輸大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項第二号の業務につき基本計画を定め、これを公団に指示するものとする。これを變更するときは、同様とする。

3 建設大臣は、第一項の基本計画を定め、又は變更しようとするときは、あらかじめ、道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。この場合において県知事である道路管理者が同意をしようとするときは、その統轄する県の議会の議決を経なければならない。

4 運輸大臣は、第二項の基本計画を定め、又は變更しようとするときは、あらかじめ、鉄道建設

設置議事に諮問しなければならない。

（工事実施計画）

第三十一条 公団は、政令で定めるところにより、第二十九条第一項第一号及び第二号の業務をあわせ行なうとするときは、又は同項第一号若しくは第二号の業務を行なうとするときは、前条第一項及び第二項の基本計画又は同条第一項若しくは第二項の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 前項の工事実施計画に定めるべき事項その他同項の認可の申請に關し必要な事項は、主務省令で定める。

3 公団は、第一項の規定により工事実施計画を作成し、又は變更しようとするときは、政令で定めるところにより、当該工事実施計画に係る道路の道路管理者又は日本国有鉄道に協議しなければならない。

4 公団は、前項の規定による日本国有鉄道との協議に係る工事実施計画について第一項の認可を受けたときは、当該工事実施計画に關する書類を、日本国有鉄道に提出しなければならない。

（鉄道施設の利用料の額の基準）

第三十二条 公団が、第二十九条第一項第三号の規定により鉄道施設を利用させる場合における利用料の額の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

（業務方法書）

第三十三条 公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令・建設省令で定める。

第五章 財務及び会計

（事業年度）

第三十四条 公団の事業年度は、毎年四月一日に

始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第三十五条 公団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

2 公団は、前項の規定により事業計画を作成し、又は變更しようとするときは、政令で定めるところにより、鉄道施設に係る部分については、日本国有鉄道に協議しなければならない。

3 公団は、第一項の認可を受けたときは、事業計画、予算及び資金計画に關する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（財務諸表）

第三十六条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけないなければならない。

3 公団は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十七条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失

を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び本州四国連絡橋債券）

第三十八条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は本州四国連絡橋債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、建設大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法

律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。について保証することができ。

（償還計画）

第四十条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第四十一条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第四十二条 公団は、建設省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給基準）

第四十三条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（建設省令への委任）

第四十四条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督

（監督）

第四十五条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

（報告及び検査）

第四十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立

ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

（解散）

第四十七条 公団の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第四十八条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

一 第三条第二項、第四條第三項、第二十条第二項、第二十三條第三項、第二十九條第二項、第三十五條第一項、第三十八條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十条又は第四十二条の認可をしようとするとき。

二 第十一条第一項又は第二十条第一項の規定による任命をしようとするとき。

三 第十四條第一項若しくは第二項又は第二十三條第一項若しくは第二項の規定による解任をしようとするとき。

四 第三十六條第一項又は第四十三條の承認をしようとするとき。

五 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

六 第四十二条又は第四十四条の建設省令を定めようとするとき。

第四十九条 運輸大臣又は建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第三項、第三十三條第一項、第三十五條第一項、第三十八條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十条又は第四十二条の認可をしようとするとき。

二 第三十条第一項又は第二項の基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

三 第三十三條第二項又は第四十四條の運輸省令・建設省令又は建設省令を定めようとするとき。

四 第三十六條第一項又は第四十三條の承認をしようとするとき。

五 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

六 第四十二条又は第四十四条の建設省令を定めようとするとき。

第四十九条 運輸大臣又は建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第三項、第三十三條第一項、第三十五條第一項、第三十八條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第四十条又は第四十二条の認可をしようとするとき。

二 第三十条第一項又は第二項の基本計画を定め、又は変更しようとするとき。

三 第三十三條第二項又は第四十四條の運輸省令・建設省令又は建設省令を定めようとするとき。

四 第三十六條第一項又は第四十三條の承認をしようとするとき。

五 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

六 第四十二条又は第四十四条の建設省令を定めようとするとき。

め、又は変更しようとするとき。

三 第三十三條第二項又は第四十四條の運輸省令・建設省令又は建設省令を定めようとするとき。

四 第三十六條第一項又は第四十三條の承認をしようとするとき。

五 第四十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

（主務大臣等）

第五十条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に關する事項については、建設大臣

二 第二十九條第一項第一号の道路及び同項第二号の鉄道施設の共用に供する橋その他の工作物の建設及び管理並びに当該工作物に係るその他の業務に關する事項については、運輸大臣及び建設大臣

三 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及び道路に係るその他の業務に關する事項（前号に規定する事項を除く。）については、建設大臣

四 鉄道施設の建設及び管理並びに鉄道施設に係るその他の業務に關する事項（第二号に規定する事項を除く。）については、運輸大臣

2 第三十一条第二項の主務省令は、公団が第二十九條第一項第一号及び第二号の業務をあわせ行なうとする場合にあっては運輸省令・建設省令とし、公団が同項第一号又は第二号の業務を行なうとする場合にあっては建設省令又は運輸省令とする。

（他の法令の準用）

第五十一条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第五十二条 第四十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣又は運輸大臣若しくは建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十四条 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（公団の設立）

第二条 建設大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定による指名をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四條第一項の政令で定める地方公共団体に対して、公団に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣又は運輸大臣若しくは建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十四条 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（公団の設立）

第二条 建設大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定による指名をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四條第一項の政令で定める地方公共団体に対して、公団に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣又は運輸大臣若しくは建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九條第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十五條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十四条 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（公団の設立）

第二条 建設大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定による指名をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、第四條第一項の政令で定める地方公共団体に対して、公団に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

建設大臣に対して、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた地方公共団体に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日（出資金が分割して払い込まれるときは、第一回の払込みがあつた日）において、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

6 建設大臣は、第一項の規定により設立委員を命じ、又は第三項の認可をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（日本道路公団及び日本鉄道建設公団からの引継ぎ等）

第六條 日本道路公団が日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第十九条第一項第一号の規定により行なつてゐる本州と四国を連絡する道路に係る調査に関する事業及び日本鉄道建設公団が日本鉄道建設公団法（昭和三十一年法律第三号）第二十一条第一項の認可を受けた工事実施計画に基づいて行なつてゐる本州と四国を連絡する鉄道施設に係る調査に関する事業は、公団の成立の日から、公団が第二十九条第一項第一号及び第二号の業務又は同項第一号の業務として行なうものとする。この場合においては、日本道路公団及び日本鉄道建設公団は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとする。

第七條 前条の規定により同条に規定する調査に関する事業を公団がその業務として行なうこと

となつた時において当該調査に関する事業に關し日本道路公団又は日本鉄道建設公団が有する権利及び義務は、その時において、公団が承継する。

第八條 公団は、日本道路公団又は日本鉄道建設公団が附則第六條に規定する調査に関する事業を行なうために要した費用を日本道路公団又は日本鉄道建設公団に支払わなければならない。

2 前項の費用の額及びその支払方法については、公団及び日本道路公団又は日本鉄道建設公団が協議して定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の協議が成立しないときは、公団又は日本道路公団若しくは日本鉄道建設公団の申請に基づき主務大臣が裁定する。この場合において、主務大臣が裁定したときは、同項の協議が成立したものみなす。

4 主務大臣が第二項の認可をしようとするときは、又は前項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

（経過規定）

第九條 この法律の施行の際現に本州四国連絡橋公団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十條 公団の最初の事業年度は、第三十四條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十一條 公団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十五條第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

第十二條 公団の成立の際現に日本道路公団の職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百四十四條の二第一項の復帰希望職員であるものが、公団の成立の日から附則第六條後段の規定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引

き続いて公団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして国家公務員共済組合法第二百四十四條の二の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「本州四国連絡橋公団」と、「当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「当該復帰希望職員が本州四国連絡橋公団の職員となつた日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員」と、同条第五項中「公庫等」とあるのは「本州四国連絡橋公団」と、並びに日本道路公団及び本州四国連絡橋公団」とする。

第十三條 公団の成立の際現に日本道路公団の職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五十二号）第二百四十四條第一項の復帰希望職員であるものが、公団の成立の日から附則第六條後段の規定による事務の引継ぎが完了した日までの間に、引き続き公団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして地方公務員等共済組合法第二百四十四條の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「本州四国連絡橋公団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「本州四国連絡橋公団」と、並びに日本道路公団及び本州四国連絡橋公団」とする。

第十四條 公団の成立の際現に日本国有鉄道の職員である国鉄共済組合員（公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）以下「法」という。）の長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下「組合員」というが任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公団に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公団職員」という。）となるため退職した場合において、その者が、公団職員となつた日から六十日以内に、国鉄共済組合の運営規則で定めるところにより、その引き続き公団職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の法第十五條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を国鉄共済組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き公団職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公団職員として在職し、引き続き復帰したとき（その後六月以内に退職したときを除く。以下同じ。）は、法の長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 復帰希望職員及び公団については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、法第六章（第六十六條第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六十四條第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十五條第一項中「組合員（前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「組合員」と、第六十六條第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団は第二号に掲げる金額を、公共企

業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団は第二号に掲げる金額を、公共企

業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団若しくは公共企業体」と読み替へるものとする。

4 復興希望職員が引き続き公団職員として在職しなくなったとき（引き続き日本国有鉄道に復帰したときを除く）は、国鉄共済組合は、運輸省令で定めるところにより、当該復興希望職員及び公団に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

（鉄道敷設法の一部改正）

第十五条 鉄道敷設法（大正十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及日本鉄道建設公団」を「並日本鉄道建設公団及本州四国連絡橋公団」に改める。

第四条第二項中「又八日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団又八本州四国連絡橋公団」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第十六条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条の二第二項第二号中「若しくは外資埠頭公団」を「外資埠頭公団若しくは本州四国連絡橋公団」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第十七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号の二の次に次の一号を加える。  
七の三 本州四国連絡橋公団が設置する鉄道の用に供する施設

（道路法の一部改正）

第十八条 道路法の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第三十一条中「若しくは日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団若しくは本州四国連絡橋公団」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十九条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十

十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「阪神高速道路公団」の下に「本州四国連絡橋公団」を加える。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第二十条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「若しくは阪神高速道路公団」を「阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団」に改める。

第七条の六の次に次の五号を加える。

（本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の新設又は改築）

第七条の七 本州四国連絡橋公団は、道路法第十二条、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同条第四項の規定により成立したもの）とみなされる協議を含む）にかかわらず、本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第 号）第三十条第一項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に係る一般国道（以下「本州四国連絡道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができ

る。（本州四国連絡道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可）

第七条の八 本州四国連絡橋公団は、前条の規定に基づき新設し、又は改築した本州四国連絡道路について料金を徴収しようとするときは、建設省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 本州四国連絡橋公団は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、当該認可に係る道路の道路管理者に協議しなければならない。

（本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四

（国連絡道路の維持、修繕等）

第七条の九 本州四国連絡橋公団は、第七条の七の規定に基づき新設し、又は改築した本州四国連絡道路については、道路法第十三条第一項若しくは第三項、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同条第四項の規定により成立したもの）とみなされる協議を含む）又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なうものとする。

（本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の維持、修繕等の特例）

第七条の十 本州四国連絡橋公団は、第七条の七の規定に基づき新設し、又は改築した本州四国連絡道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事をを行なうことが著しく困難又は不適当であると認められるときに限り、建設大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なつて、料金を徴収することができる。

2 本州四国連絡橋公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 本州四国連絡橋公団は、第一項の許可を受けた後、第五条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

（本州四国連絡橋公団による道路管理者の権限の代行）

第七条の十一 第七条の規定は、本州四国連絡橋公団が第七条の七の規定に基づき本州四国連絡道路を新設し、若しくは改築する場合、第七条の九の規定により本州四国連絡道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合又は前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて本州四国連絡道路の維持、修繕及び災害復旧を行なう場合に準用する。

第九条第一項中「日本道路公団又は首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」を「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は本州四国連絡橋公団（以下「公団等」という。）」に改め、「第七条の三第一項の認可」の下に「若しくは本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項の認可」を加える。

第十条の見出しを「（公団等の行なう有料の道路に関する工事の公告）」に改め、同条第一項中「日本道路公団又は首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」を「公団等」とし、「若しくは阪神高速道路公団」を「公団等」とし、「又は第三条第一項」を「第三条第一項に」、「又は第七条の二」を「第七条の二に」、「工事をしようとするときは」を「工事又は第七条の七の規定に基づき本州四国連絡道路の新設若しくは改築に関する工事をしようとするときは」に改め、同条第二項中「日本道路公団又は首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第十一条第二項中「第五条第一項の許可の下に」、「第七条の十第一項の許可」を加え、又は第八条の二第一項の許可（同条第三項の許可を含む。以下同じ。）を「若しくは第八条の二第一項の許可（同条第三項の許可を含む。以下同じ。）

に改める。

第一類第十二号 建設委員会議録第六号 昭和四十五年三月二十五日

第十九条の見出しを「(公団等の行なう有料の道路の管理等に関する費用)」に改め、同条第一項中「及び日本道路公団の管理する一般国

る阪神高速道路に關し阪神高速道路公団」を

理しようとするときにおいては、同法第二条第

二項、第三十二條第二項若しくは第四項、第三十三條、第三十六條、第四十二條第一項、第六十六條第一項、第六十八條、第六十九條、第七十條第一項、第三項若しくは第四項、第七十一條第四項若しくは第五項、第七十二條第一項若しくは第三項又は第九十二條第四項中「道路管理者」とあるのは「本州四国連絡橋公団」と、同法第二十四條又は第四十一條中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び本州四国連絡橋公団以外の者」と、同法第七十一條第四項中「道路監視員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第三十七條、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條第三項の規定又はこれらの規定に基く処分」とあるのは「道路監視員を命じ、第二十四條、第三十二條第一項若しくは第三項、第四十條、第四十三條、第四十四條第三項若しくは第四項、第四十六條若しくは第四十七條第三項の規定又は道路整備特別措置法第七條の十一において準用する同法第七條第一項第六号、第七号の二、第九号、第九号の二、第十一号若しくは第十二号の規定により本州四国連絡橋公団が代つてするこれらの規定に基づく処分」と、同法第七十二條第一項中「第二十四條又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七條の十一において準用する同法第七條第一項第六号又は第七号の二の規定により本州四国連絡橋公団が代つてする第二十四條本文又は第三十二條第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可とする。」に改め、同法第二十二條中「日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路及び阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を「公団等の管理する一般国道等」に改め、同法第五項中「日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

第三十一條中「若しくは日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する

首都高速道路又は阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路」を又は公団等の管理する一般国道等」に「日本道路公団、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」を「公団等」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）  
第二十一條 高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條 第一項及び第三項中「若しくは日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団若しくは本州四国連絡橋公団」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）  
第二十二條 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二條 第二号中「又は日本鉄道建設公団」を「日本鉄道建設公団又は本州四国連絡橋公団」に改める。

（所得税法の一部改正）  
第二十三條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中北方領土問題対策協会の項の次に次のように加える。

本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第...号）

（法人税法の一部改正）  
第二十四條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中北海道東北開発公庫の項の次に次のように加える。

本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第...号）

（印紙税法の一部改正）  
第二十五條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中北方領土問題対策協会の項の次に次のように加える。

本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第...号）

（登録免許税法の一部改正）  
第二十六條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中北海道東北開発公庫の項の次に次のように加える。

（地方税法の一部改正）  
第二十七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「阪神高速道路公団」の下に「本州四国連絡橋公団」を加える。

（行政管理局設置法の一部改正）  
第二十八條 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條 第二号中「阪神高速道路公団」の下に「本州四国連絡橋公団」を加える。

（建設省設置法の一部改正）  
第二十九條 建設省設置法（昭和二十三年法律第一百十三号）の一部を次のように改正する。

第三條 第三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 本州四国連絡橋公団の業務の監督その他本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第...号）の施行に関する事務を管理すること。

第三條 第二十六号の二中「阪神高速道路公団」の下に「本州四国連絡橋公団」を加える。

第四條 第六項中「第十三号の四」を「第十三号の五」に改める。

第五條の四の見出しを「日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理官」に改め、同法第一項中「第三條第十三号の四」の下に「及び第十三号の五」を加え、日本道路公団監理官を「日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理官」に改め、同法第二項中「日本道路公団監理官」を「日本道路公団・本州四国連絡橋公団監理官」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）  
第三十條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第三十三号の二の次に次の一号を加える。

第三十三の三 本州四国連絡橋公団を監督すること。

第二十一條 第五項中「日本鉄道建設公団監理官」を「日本鉄道建設公団・本州四国連絡橋公団監理官」に改め、同法第六項中「日本鉄道建設公団監理官」を「日本鉄道建設公団・本州四国連絡橋公団監理官」に改め、「第二十七條第一項第五号」の下に「及び第五号の二」を加える。

第二十七條 第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 本州四国連絡橋公団に関すること。  
第二十七條 第三項中「第五号」を「第五号の二」に改める。

第三十八條 第二項の表鉄道建設審議会の项目的欄中「及び日本鉄道建設公団」を「並びに日本鉄道建設公団及び本州四国連絡橋公団」に改める。

理由  
本州と四国の間の交通の円滑化を図るため、本州と四国の連絡橋に係る有料の道路及び鉄道の建設及び管理を総合的かつ効率的に行なう本州四国連絡橋公団を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○金丸委員長 ます、提案理由の説明を求めます。田村建設政務次官。

○田村政府委員 ただいま議題になりました本州四国連絡橋公団法案につきまして、提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

近時わが国の経済の発展と国民生活の向上にはまことに目ざましいものがありますが、なお一その発展と向上をはかるために、国土の効率的な

利用と均衡ある発展を目標といたしまして、国土開発の基礎条件であります交通幹線の整備をはかり、開発の可能性を全国土に拡大することが最大の急務と考えます。

特に、本州と四国の間は、瀬戸内海に隔てられて円滑な交通が著しく阻害されて今日に至っております。これを道路及び鉄道の連絡橋で結び、本州と四国を一体とする総合的な開発をはかることを熱望する声は、年を追ってますます強くなってきたところであります。

政府及びその関係機関におきまして、この期待に応じて、長年にわたり道路及び鉄道に関する技術の問題、経済効果等につきまして鋭意調査、研究を進めてまいりましたが、その結果、大規模なつり橋を含む連絡架橋の建設は技術的に可能ではあります。なお多くの解決すべき問題を持っております。本事業を遂行するためには、新たにわが国の技術の総力を結集いたしました、これに当たる必要があることが明らかになったのでございます。また、本事業は、大規模かつ長期にわたるものであります。その財源としては国及び地方公共団体からの出資、なお低利融資等が必要とされるのであります。

このため、政府といたしましては、本州と四国の間を連絡する道路及び鉄道の建設、さらに管理に専念し、総合的かつ効率的にこれを行なう事業体として、新たに本州四国連絡橋公団を設立することとしたのでございます。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。以上が、続いてその要旨を御説明申し上げます。

まず、本州四国連絡橋公団は、本州と四国の連絡橋にかかる有料の道路及び鉄道の建設及び管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、本州と四国の間の交通の円滑化をはかり、もって国土の均衡ある発展と国民経済の発達に資するためにこれを設置するものであります。

第二番に、本州四国連絡橋公団は、法人といたしまして、その資本金は、政府及び政令で定める

地方公共団体からの出資金の合計額といたしまして、政府は公団の設立の際二億円を出資することといたしております。

第三に、公団に、管理委員会を設置することといたしました。管理委員会は、任期二年の委員七人及び公団の総裁をもって組織するもので、事業計画、予算、資金計画及び決算についての議決機関とするのでございます。

第四番に、公団の役員として総裁、副総裁、理事及び監事を置くこととし、その任期は、それぞれ四年といたしております。

第五に、公団の行なう業務でございしますが、道路整備特別措置法に基づく有料の一般国道の建設及び管理並びに鉄道施設の建設、さらに管理を行なうことを主たる業務といたしまして、あわせて有料の自動車駐車場の建設及び管理等を行なうことといたしております。公団の行なう本州と四国を連絡する道路及び鉄道施設の建設には、それぞれ建設大臣及び運輸大臣が定める基本計画に従ってなされることといたしております。

第六に、公団の財務及び会計であります。公団の事業計画、予算、資金計画、財務諸表、借入金、本州四国連絡橋債券等につきましては、建設大臣の認可または承認を受けることを必要といたしております。なお、建設大臣が認可または承認をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならぬものといたしております。

最後に、公団の設立に関する事務は、建設大臣が運輸大臣に協議して任命する設立委員に処理させることといたしまして、公団の成立の際、現に日本道路公団及び日本鉄道建設公団が行なっております本州四国連絡架橋に関する事務につきましては、これを本州四国連絡橋公団が承継することといたしております。

なお、本州四国連絡橋公団が昭和四十五年度に施行すべき事業に必要な資金は十三億五千万円を予定いたしておりますが、これには、政府出資二億円、関係地方公共団体出資二億円のほか、借り

入れ金九億五千万円を充当する予定でございします。

以上がこの法律案の提案の理由並びにその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御決くださるようお願いいたします。

○金丸委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

○金丸委員長 建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。  
先刻決定しました参考人からの意見は、質疑応答の形式でお聞きすることにいたしたいと存じますので、さよう御了承ください。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松浦利尚君。  
○松浦利尚君 それでは主として高層建築の防火問題、防火設備、こうした関連について建設行政並びに公団、さらには消防庁の見解を承りたいと存じます。

なお、本問題につきましては、たいへん重要な内容でありますから、関連質問として阿部理事、さらに下部委員のほうから適宜関連質問を行ないますから、あらかじめ委員長の方で御裁量いただきたく存じます。

まず、消防庁の高田予防課長にお尋ねいたしますが、公団が建設する住宅団地の防火体制が完全になされておるか。私はいま具体的な一つのこととして、昨年の一月一日埼玉県の武里団地で起こった火災の例について、具体的な問題として御質問をするわけであります。この赤羽台団地には、消火せんあるいはその他の防火設備、これが全く皆無の状態であったという結果が出ておるわけでありまして、消防庁のほうでは赤羽台団地の防火設備についてどのように把握しておられるのか、この際お尋ねしておきたいと存じます。

○高田説明員 お答えいたします。

赤羽台団地の場合の例をあげて先生のお尋ねでございますので、赤羽台団地について申し上げますと、出火を中心としたしまして半径四百メートル、これで円を描きました場合、消火せんその他の水利の状況について見ますと、公設の消火せんが四カ所、それから四十立米の水をたくわえた貯水槽が三カ所、それから百立米たくわえた貯水槽が一カ所ございました。

○松浦(利)委員 さらに消防庁にお尋ねいたしますが、私が現地で調査した範囲、さらには現地の地元の方あるいは被害を受けた皆さん方からいろいろと説明を受けた範囲では、当初消防署がかけつけたときに貯水槽も役に立たなかった、そしてまた直接的な消火せんがなかったために、放水するまでに非常に時間がかかった、さらに、はしご車がなかったために、はしご車が到着するまでに相当な時間がかかった、こういう報告を受けておりますが、間違いありませんか。

○高田説明員 お答え申し上げます。

赤羽台団地の火災の場合につきましては、私もものを受けております報告では、出火が十二時五十四分、それから確知が十二時五十五分、消防隊の出動が十二時五十六分、現場に到着いたしましたのが十三時一分、こういう報告を受けております。それによりまして三隊三台が出まして、一つは、先ほどお答え申し上げました四カ所の消火せんの中のうちの一カ所の消火せんからポンプ車が水を取り、それから連絡送水管を利用して内部による消火活動を行なった。それからあとから参りましたスノーケル車が外側からその活動を行なった。そのスノーケル車が参りましたときには、かなり連絡送水管による内部の消火活動、あれは戸の火災で終わりましたもので、ある程度の消火活動をやったことによつて、もう相当程度消火されていた状態においてスノーケル車が到着し、そして消火活動を若干やった、こういうような状況になっております。それで放水を開始いたしましたのが十三時六分、放水を中止いたしましたのがその後十四分後の十三時二十分、こういうことで

ございますので、私どもの判断ではそれほど、先生御指摘のような時間が非常におくれたという事実はないと報告を受けております。

○松浦(利)委員 さらにお尋ねをいたしますが、現地の消防署の方、消火に当たった消防署の方自身が、現地の住民の座談会において、はしご車が到着をしたときに、この火災を起こしておる団地周辺の地盤がやわいじめたために、はしご車を固定するのに非常に障害になった、こういう報告を消火に当たった消防士が語っておるわけでありますが、そういう事実がありますか。

○高田説明員 お答え申し上げます。

その点につきましては、先生御指摘のはしご車は、いわゆる十五メートル級のスノーケル車のことだと存じます。スノーケル車につきましては、ただいまちょっと申し上げましたように、十三時一分に到着いたしました先発隊がすでに内部の――あの建物には内部に連結送水管の装置がございますので、それを利用して内部まで、下から消火せんから水をつぎ込みまして七階まで水を揚げて内部の消火活動ができる装置がございますので、それですでに消火をやっております。その後スノーケル車が若干おくれて参ったという状態でございますので、スノーケル車による消火活動というものはそれほど効果というものはございませんでしたが、その当時にはすでにかなりの消火作業が終わっていた状態であったと聞いております。

○松浦(利)委員 私がお尋ねしておるのは、その車が現地に到着して消火がすでに半分以上済んでおったかどうかということではなくて、火災が起ったところの団地の周辺に固定する場所が非常に困難であった、そういう報告をしておるが、そういう事実はあったのか、こういう質問です。

○高田説明員 あの団地の現場は、まわりが芝生等になっておりまして若干地面がやわらかい状態になっておりますので、先生御指摘のとおりであったかと思ひます。

○松浦(利)委員 さらにお尋ねをいたしますが、

昨年の一月一日の武里団地の火災のときには、消防がかけつけて消火せんがどこにあるのか、消火連結管というのですか、その消火連結管がどこにあるのかわからずにはいへんまごついたという、それは消防署の方がかつてはつきり団地の座談会で言っておる記録がここに出ておりますけれども、少なくとも団地を形成する場合に、事前に該市町村、都道府県あるいは消防庁に設計の合議をした上で工事にかかると思ふのであります。どこに消火せんがあり、どこに連結管があるのかかわらないというふうな状態ではすみやかな消火活動はできないと思うのであります。そういう点についてはどのように処置されておるのか、明確にお答えいただきたいと思います。

○高田説明員 建設の段階におきましては、当然消防法の七条によります建設の建築主事からの回付によりまして、消防のほうでそれに対して同意をするという法律上のたてまえになっておりますので、その段階においてはわかつております。それでは実際の問題といたしましては、その建物ないしは団地がございまして関係のその所轄の署においては、その配置というものは十分わかつておると思ひます。ただ、かなり火災が拡大いたしますと、他から応援を求めるといふような場合が非常に多いのでございまして、その場合に、応援を求められたほうが若干先生御指摘のとおりにあるということとは、これは私も事実として認めざるを得ないと思ひます。今後は、そういう点は、連絡の協調というのか、連絡の体制というものは十分にやっております。かなければならない部分があるかと思ひます。

○松浦(利)委員 さらに予防課長にお尋ねをいたしますが、これから御承知のように都市の再開発計画、あるいは今度のこの委員会でも議論されます六大都市に高層の住宅がどんどん建つようになります。現在私が把握しておる団地は大体十一階から高いところで十五階、これが将来、二十階ないし二十五階という高層にだんだん住宅がなってくるわけでありまして、私が消防六法を調べた範囲内ではいろいろと規制がございまして、消

防法施行令に従っていろいろときびしい規制があるわけでありまして、住宅団地についてはすべてこれが規制除外になっておる。たとえば警報設備にいたしましては、消火設備状況にいたしましては、あるいは避難設備等についても、全くこれが住宅については除外をされておる。不特定の多数が集まるところ、たとえば大きなホテル、劇場、こういったところはきびしいこうした制限を受けておるにもかかわらず、住宅はほとんど制限を受けません。こういう状態が今後高層住宅がどんどん建つていった場合に、消防庁は、防火体制は完全である、現状のこういうやり方で防火体制は完全である、こういうふうな判断をされますか。

○高田説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の点につきましては、昭和三十六年の私の私どもの取り扱ひによつて、一般の消防法上の基準、消防設備等を設置すべき基準というものがございまして、それに対して共同住宅に關しては消防法上の基準の特例を適用して緩和してはどうか、こういう御指摘だと存じます。確かに共同住宅につきましては、そういう点を三十六年にやっております。これは共同住宅につきましては、いわば一種の個人住宅の集合体であつて、その構造によりましては、延焼とかあるいは拡大の危険性が著しく低いものがあるということにかんがみて、耐火構造とかその他の条件を満たしている一定の構造のものにつきましてはその特例の基準を設けておつたわけでありまして、この当時におきましては確かに数が、公団住宅というものが、民間の住宅建設というものはそれほど盛んでございませんでしたし、かなりの建築様式というものが、住宅の場合にそれはいろいろな様式というものがなかつたわけでございます。しかし、最近におきましては、いろいろ民間の投資等もございまして高層のものが出てきたり、あるいは廊下の形態がいろいろの形態をとつていたりするもの等もございまして、それから構造自体によつていろいろ全体が共同住宅でないというふうなもの等もあつたりいたしまして、検討すべき部分がそ

の後に於いて最近出ていることは事実だと存じます。したがつて、そういう点につきましては建設省当局と調整をとりながら、私どもは、検討すべきものについては今後検討を加えてまいりたい、かように存じております。

○松浦(利)委員 予防課長にさらにお尋ねするわけでありまして、基準がゆるめられておる最大の理由としては、延焼しない、類焼がない、固定された一定のところから外に延焼しない、そのことが最大の理由になっておる、こういうふうに法のたてまえ上解釈できるわけでありまして、たゞ、実際に現地に行つてまいりますと、たとえば四階から火が出る。そうすると、必ず放水するために窓ガラスを割る。あるいは熱で窓ガラスが割れる。そうすると、炎は下に行くのではなくて上に上がります。上のベランダにかりに燃焼物――ガソリンその他を家の中に置いておく危険だといふので、その家庭はベランダにかりに置いておつた。あるいは物干しに洗たくものが干してあつた。そうすると、上がった炎から上のほうに類焼をするという可能性が現実の問題としてあるわけなんです。同時に、壁に対して防煙体制というものがないために、上におる者はどうにもならない。しかもベランダに逃げろという公団側の指示だから、出てみたら非常に熱くて、ベランダに逃げることは、これはかえつてやけどをしてあふない。こういう住民の報告が出ておるわけでありまして、けれども、実際に延焼はないから、こういう考え方では、もう今日のこの高層に入つてきた住宅段階では役に立たない。延焼はあるんだという仮定に立つて私は防火体制というものを強化すべきだと思ふのであります。そういう点について消防庁の予防課長はどう思われますか。

○高田説明員 お答え申し上げます。あの当時、そういう特例基準を設けましたのは、赤羽台団地で住宅を二戸使ひまして、火災の実際の規模による火災実験を行つた結果、そういう取り扱ひというものをやはりやつてもいいではないかという当時の決定であつたわけでありま

す。ただ、先生御指摘のように、あるいは先般私お答え申し上げたように、いろいろ下階に店舗あるいは事業所等が出て、その上に共同住宅があるといった型式のものもあつたりしますし、また高層なるがゆえに避難というものが非常に困難になるというような状態のものもございまして、それから御指摘のような下階の開口部の破壊によって上階に移るといふような点も、以前赤羽台団地での実験によつてそれは確かめておりますけれども、そういう点について、今後の建築様式について問題があれば、そういう点等もあらためて検討を重ねていきたいといふようなことを考えているわけでございます。

○松浦(利)委員 予防課長にあつて二つの点をお尋ねしたいのですが、いま消防六法に關して、基準をゆるめてある部分について検討を加えて住宅にも消防の完全を期したい、こゝういふふうな理解したわけでありませうけれども、現実の問題として、現在ある建物についてはどのように指導されようとするのか。現に阿部理事からに下部委員と私の三人で現地を調査いたしました、現地を見てもらつたらわかるのですが、七階からおりる場合に、避難するためのはしごも何にもないのですね。もうはしご車が出動してくるのを待たなければならぬというような現実的な状態が起くるのですよ。法をそういうふうにあつたがそのような方向に持つていくことは、これは正しい方向だと思ふのですが、その以前に、現状あるこゝうした問題についてどのように行政指導をされようとするのか、このことをひとつお聞かせいただきたい。

それからもう一つ。私ははしご車を調べてみましたら、現在あるこの法律でいうのはしご車の最高の延長の高さは、三十メートル級が最高ですね。そういたしますと、いまかりに霞が関ビルが建てております、あのビルは消火体制も完全にできて實際には万遺憾のないようにしてあると思ふのですが、消防車がかけて外から人を助け出すことのできる限界の高さは何メートルですか。

○高田説明員 お答え申し上げます。

現在すでに建っている共同住宅についてどう措置するかという問題でございまして、消防法の現在のたてまへは、ある一定の時点でもつて法律の改正をいたしましたときに、その時点においてすでに建っているものにつきましては特段の規定をしていない部分がございまして、それは、消防用の設備等によりましては、いろいろ建築物の内部を破壊して配管等の工事をやらなければ、つかないといふようなものもございまして、その点になりますと既存の権益との均衡等もありまして、なかなかその点について適及の適用をしていないといふ設備等もございまして、したがつて、先生御指摘のように、現在でございます共同住宅につきましても検討すべき部分はあると思ひます。その部分について特に検討を重ねますのは、適及し得るもの、たとえば消火器とかあるいは避難器具とか、そういう人命救助等に直接関係あるもので適及し得るものについては、まず考えていかなければならない問題だらうと思ひます。

それから、外部からの救助活動はどの程度のものでございまして、こゝういふことでございまして、現在三十一メートル級のはしごが、消防が持つております最高の高さのものでございまして、それ以上になりますと重量トン等の影響がございまして、なかなか現実には不可能でございまして、したがつて、現在でございます三十一メートル級では、大体最近の建築物でございまして十階程度、十階程度が最高の高さにならうかと思ひます。それで、東京消防庁管内で例をとりますと、最近のはしご車はエレベーター型式のものが圧倒的に多くなつております。三十一メートル級は全部その型式になっております。その三十一メートル級のエレベーター型式のものは、大体毎秒一メートルの速度で昇降いたしますので、大体それで一べんに二人を救助して、一秒一メートルで三十一メートルの往復をして人命救助の活動をする、こゝういふ型式のものが現在達し得る最高の高さの救助活動でございまして、

○松浦(利)委員 外部から救助活動は、いま予防

課長が言われた三十一メートル、これが限度だとすれば、それ以上の高さに対しては自己防衛をしなければならぬ。建築する側が、人命尊重の立場から防火設備に完全を期さなければならぬと同時に、財産保護というよりも人命救助を優先にするなら、避難その他の用器具といふものを完備しなければならぬ、こゝういふ条件にあると思ふのです。

それで消防庁のほうにお尋ねをして、そのあと関連質問があるそうですから一区切りしますが、それ以上の建物でこれから高層住宅として積み重ねてくるわけですね。だからこゝういふものについては、私は公団側と十分話をしたいので、たいへんな問題があると思いますので、あとから公団のほうの意見も聞きたいのですけれども、その前に、こゝういふ建築物がどんどんできる段階に来ておるわけでありまして、消防庁のほうは十分に事前の設計の打ち合わせをしていただいて、かりに建築上の設計のミスあるいは外からの救助の限界、こゝういふもののためにとつと人々が失われることがないように、消防庁のほうはもつとこゝういふ態度で建設する側と話し合ひをし、あるいは指導していただきたいといふことを、一区切りとしてお願いをしておきたいと思ひます。消防庁に關連質問があるそうですから……

○ト部委員 關連して高田課長に若干の質問をしたいと思ひます。それはあげ足をとつたり、戸惑わしたりしようという意図からの質問ではありませんが、その面でも出てくる私の質問が若干意地悪に聞こえる面があるかもしれませんが、それを最後まで聞いていただきたいと思います。

いま高田課長のほうからの説明によりまして、連絡送水管によつて消火活動が迅速に行なわれたといふような発言がありました。しかし、現実にはどうであつたのかという問題であります。あれは、いま言うことでもおわかりのように、あけても水が出ないのです。ですから、同地の子供たちがあれをいたずらしてあけていますが、この赤

羽台団地のあのときに、いざ送水管に水を入れてホースを連結してみたものの、みんなあいておるものだから水圧が上がつてこない、どこか締まつておるかあいておるかといふことで消防の方々が一生懸命広い団地を走り回つて、それで管を締めたとこから、あの場合においては、送水管といふものがただほんとうのアクセサリみたいなものだった。むしろ団地内に消火用水せんといふものがあつたならば、こゝういふことはあり得なかつたであろうといふことが推測できます。また同時に、この問題について、将来の展望として消火せんを備えなければならぬ問題がこゝに一つ残されているのではないかと思ひます。これが第一点。

それから第二点は、貯水槽が三カ所あるということでありましたが、課長は直接そのテストなどをやらなつたのかどうか知りませんが、この貯水槽から運び込まれた水、送水された水は、残念ながら全焼したところの部屋に至らなかつたといふ事実があります。ですから、いま課長のお話によれば、はしご車がかけたときには大半が鎮火していたような説明があつたわけですが、行つてみればおわかりのように全焼していたといふことです。あのペランダの鉄のあれが、ぐにやぐにや曲がつておつたといふ事実があります。こゝういふ点について、私は消防庁を責めつける意味ではありませんが、こゝういふ団地にも完全な消火設備、消火せんといふものがあつて、送水管といふようなものがあるが、それでもつて事足りると思つたら大間違ひじゃないかといふことを課題にしながらの質問なんです。これは今後の問題として、こゝういふ団地には消火せんを一方所か二カ所は延長し、設置していく必要があるのではないか。その点をひとつお伺ひしておきたい、また希望しておきたいと思ひます。その点についてはどうでしょうか。

○高田説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の連絡送水管が、子供によつて各階のバルブがあげられていたために、肝心の七階の

連結送水管に管をつないだときには水が十分に出不くて、各階に出てしまったということは事実であります。しかし、連結送水管と申しますものを主として消防法上義務づけしております趣旨は、高層建築物の場合の高層部分については連結送水管という形で、外部からの消火活動が困難でありますので、内部から消火活動をやるという意味で、連結送水管というものを内部に取りつけて、外部の消火活動に資しようという趣旨のものであります。したがって、この消防法がその内部に取りつけた連結送水管によって中から消火活動をやると効果は、実際の例からいいますと非常に大きな奏功例が幾らもあるわけでありまして、そこで連結送水管と申しますのは、あの場合に子供たちがいじれるような状態に置いてあったということも、管理の不手さきがあったかもしれない。ただ、実際問題として内部に入りましてなとに、あまり見えないうで子供も操作できないような矛盾もありますので、その点については両者が解決のできるような方法で管理をすべき問題かと思ひます。連結送水管そのものの効果は非常にあらうかと私は存じます。

それで、先生が御指摘でございすのは屋内消火せんのことかと存じますが、屋内消火せんになりますと、その点については、実際の消火活動からいいますと、屋内消火せんは住んでいる関係者によつて主として利用される施設というよりな意味から置いてあるわけでございますが、共同住宅のような場合には、なかなか共同的に訓練をするというところでもできませんし、屋内消火せんはある程度訓練をしていかないとなかなか扱いにくいという部分もございすので、そういう点において、共同住宅の場合に屋内消火せんがどの程度実際問題として効果があるかという点については、私も慎重に検討を重ねてまいりたい、かように思っております。

それから、貯水槽からの水が十分に出なかったという点の御指摘でございますが、確かに赤羽台

団地の場合には、貯水槽から取りましたのはスノーケル車でこれが取つております。実際水が十分に出来なかったというの御指摘のとおりかと存じます。ただその場合、もうすでにそのこと自体が消火活動にはそれほど影響はほとんどございませんでしたけれども、あれはなかなかうまく設定できなかったということが一つございまして、その水を出すといったときには、もうすでに何かたしに水を出していかうかというような形で終わつてしまつたというような段階で、水が十分に放水できなかったという報告を聞いております。今後、こういう団地その他についての水利の問題につきましても十分配慮していかねばならないということ、すでに新都市計画法あるいは都市再開発法の中におきまして、それぞれ私どもの必要を要求いたしまして建設省のほうにお願いをし、もうすでにその点について、その開行行為あるいは事業計画の事業決定の中に必要な消防規則を設けるということ、その基準の中に入れていただいております。

○卜部委員 意地悪い質問ですが、課長は赤羽台団地に行かれたことがございますか。——そうすると、いま御答弁の送水管というのは、屋内はさることながら屋外に設置されてゐる。ですから、いま子供が云々というようにございまして、あれは戸外に出て遊ぶ子供たちの目には、あれは連結送水管です。ああいうようなりっぱなものがある。あけてみても水は出ない。これは水は出ないんだということ、随所にりっぱなものがあるから、子供は遊んでゐるわけだ。そういう面がありますから、いま御答弁になった屋外にある云々ということについては、若干的はそれかと思うのです。ですから、ああいうりっぱな送水管が随所にあるとするならば、あの中にかりに二カ所でも現実に水が出てくる消火せんがあれば容易にあれは鎮火したであらう、そうしていま松浦委員からの質問のように、四階くらいで出てくるならば五階、六階等の類はあらかじめ阻止で

きたであらう、そういう場合においてもすみやか鎮火できる体制にあるであらう、そういうことで、私は非常に意地の悪い質問のようですが、そうではなくて、あの団地にも消火せんを置くべきだという主張のもとに言っておるんですよ。ですから、それをもつて事足り得るという消防庁の答弁には納得ができません。こういう点については、将来は建設省とも公団とも打ち合わせをしていただいて、やはり高層団地ではそういう消火せんを随所に置くのだ、さらにこの貯水槽というものが、いま御答弁になったように用を達しなかつたという冷感な事実があるのですから、そういうものをぜひとも設備しなければいけないのではないだろうか、こういう点についてひとつ答弁をしていただければそれでよろしい。

○高田説明員 お答え申し上げます。申しわけございませんが、私、先生の先ほどの御質問を誤解いたしております、屋内消火せん設備についての問題だ、こういうふうに理解しておりました、確かに、御指摘のように屋外の消火せんというものがあつた、それから水を引いて消火活動をやるといふことが非常に効果的であることは、これはまぎれもないことであります。したがって、そういう屋外消火せんあるいは貯水槽というものの設置につきましては、消防活動上十分な活動ができるような量の確保につきましては今後とも十分配慮してまいりたい、かように考えております。

○卜部委員 もう一つだけ、冒頭に課長のほうから、現場にかけつけたときの時間が克明に報告されていまして、しかし、実際問題としてどの消防署からやつてきたか。豊島の消防ですね。ですから、そういう距離的に、そして時間的にこのようなズレが出たということも事実です。そうしたならば、やはり赤羽台団地というのは、率直にいつてマンモスです、大体これはいまモデル地区になつてゐる。そういうところとの連携、たとえば消防署に火災報知機によって連絡してすみやかにその出動体制をお願いするというような、そ

ういふ体制は事実できていないと思ひます。そういう点についてのこれからの配慮、高層団地、もうしてマンモス団地に対するそういう配慮というもの、住宅側とこれから当然協議していただいて、そういう配備もしていただきたいと思ひます。この点はよろしくございすか。——じゃ私は関連質問を終わります。

○松浦(利)委員 次に、建設省の住宅局長にお尋ねをいたします。

赤羽台団地等をずっと見てまいりましてつくづく感じましたことは、防煙体制ですね、極端にいうと、先ほど消防庁の高田予防課長との話の中でも出てまいりましたが、延焼はしないんだという前提で消防法の規制をゆるめておるんですけれども、事実問題として逃げた場合に、玄関のほうから火が起つたら窓のほうに出ていかなければならぬですね。その場合に、高いところから飛びおりる以外に逃げる方法はない。窓のほうから飛びおりれば煙が外に出ないという解釈が成り立つと思ひます。逃げ出すときにはどうしても戸をあけて飛び出して、それを締めていく余裕というのは、もう身が危険なんですから、あけたまま飛び出す。そうすると、これから煙がずっと出ていく。実際に廊下がオープンになつてゐる。窓も何もなくて、すぐ外にオープンになつてゐるところは煙が充満する可能性というものはないのですけれども、その廊下は外から見るとかつこうがいいように、ちゃんと窓で、雨が吹き込まないように、風が入らないように仕切つてゐるのです。煙が充満して逃げ場を失うというような設計構造の建物があるわけなんです。こういうものに対しての防火設備、そういうものに對してはどのよう理解しておられるか。消防法の規制をゆるめておる現在の状態でいいじょうぶだ、人命は保たれる、こういうふうな設計上お考えになりますか。

○大津留政府委員 先ほど消防庁のほうからお答えがありましたように、住宅公団が建設しており

ますような耐火構造の共同住宅、これにつきま  
しては消防法上の消火設備、器具の設置は一応義務  
が免れております。御承知のようにああい型式  
の耐火構造建築物でございまして、しかも各戸が  
防火区画によってきちんと区画されておる。階段  
も防火区画によって囲まれておるという構造で  
ございまして、おっしゃる通りに、延焼のおそれ  
は実験等からしましてもきわめて少ないというこ  
とに考えております。

御指摘の煙の問題でございますが、煙につきま  
しても、とびらを締めておればこれが屋外には漏  
れない、また外から入ってこないという設計に一  
応なっております。しかし、あわててあけっぱな  
しにして出るといふようなときに問題が出てく  
る、そういうことはあり得ることだと思ひます。  
そこで、一つはとびらを自動式にして、あけたら  
自動的に締まるというような構造にでもしておれ  
ば、それは一つの解決方法かと思ひます。なお廊  
下に排煙口といふか、あるいは煙が外に広がらな  
いようなたれ幕をしてそれを制限するといふよう  
なこと、いろいろ方法があるかと思ひます。人  
命に関するところでございますので、公団側、建設  
省側といたしまして、設計上いろいろくふうを  
考へております。

○松浦(利)委員 住宅局長でなくてもけっこうで  
す。何も建設省をつるし上げるつもりで質問して  
おるわけじゃないので、課長でも説明員でもけ  
っこうですから詳しく説明してください。

現地の赤羽台団地の十五棟、三十三棟を私たち  
は見ました。ところが、いま住宅局長が説明され  
たような設備にはなっておりません。排煙設備も  
何もありません。現実に、廊下はすずと窓ガラス  
がありまして、そして煙が出たら、そのまゝ外に  
出ずすずと廊下に入っていく。確かに両側に避  
難用の階段があることは事実です。しかし、その  
間はおもうのつべらばうで、伝わっていくばかりで  
すね。三十三棟はどのようになっておるかという

と、私はこの設計は技術者の遊びではないか、あ  
るいはコストダウンをねらったやり方ではないか  
と思うのですけれども、袋小路になるわけでは  
ね。迷路になるんです。いまここで三十三棟の  
だれだれさんの家に行きたいと思つて行つても、一  
べんで行き当たる人は一人もおらぬ、こういうん  
です。どういふふうになつておるかという、  
エレベーターが三階、五階、七階にとまるだけ  
すね。あとはとまらない。二階に行くにはどう  
するかという、一べん三階に上がつて二階にお  
るんだすね。二階に二つ独立して家があるだけ。  
そういうふうになつてまた次々階段を一つずつおり  
て二階に行く。しかも二階同士の廊下はな  
い。一べんその人は三階に上がつておりなければ  
ならない。一べん三階に出て階段をおりなければ  
ならない。こういう設計になつておるのです。

しかもこれに対して、いま住宅局長が言つたよう  
な防火設備とかあるいは防煙設備といふものは全  
くないんです。こういう設計が現実にあつた赤  
羽台団地の中にあるんです。しかもコストダウ  
ンです。廊下部分といふような共有部分を少な  
くすれば、それだけコストが下がります。ですから、二  
階の廊下と四階の廊下と六階の廊下は全部カット  
されておるんです。そういう状態の中の人命の  
尊重のための防火体制、防煙体制、こういうたも  
のに対してどういふふうな指導課長は考へられま  
すか。

○前川説明員 お答えいたします。

正直に申し上げまして、煙の問題は非常に大き  
な問題でございますが、やはり研究そのものがま  
だ十分進んでない、ごく最近の問題でございま  
す。したがういふ、まだ解明できないことは多  
少ございまして、基本的には、四十三年度で  
建設省が補助金を出しまして、防煙対策の基本原  
則、いろいろな研究をしてもらひまして、今回の  
国会に提案されております建築基準法の改正案で  
も、そういう方針に基づいて提案されているわ  
けでございます。

具体的に申し上げますと、いま特に火事の起

こつてゐるその階ということから御説明したほう  
がかえつてわかりやすいかと思ひますが、現実に  
起つてゐる部屋から煙が出てまいりますと、横  
に走る煙の速度も相当速いわけでございます。実  
際問題としましては、煙が廊下なら廊下の上の  
ほうをすずと伝わっていくわけでございます。そ  
して、極端に言ひますと、その間に廊下全部が煙  
になるまでにはやはり七分とか十分とかいふよう  
なタイムラグがあるわけでございます。その間  
に逃げ出せばいいんじゃないかといううなことを  
考へてゐるわけでございます。

それで、火事の起つてゐる階以外の階につき  
ましては、階段室の防火区画とか、そういうたも  
のにつきまして自動的に階段室を区画するといふ  
ふうなことを、こういうたものを考へてゐるわけ  
でございます。それで、いまの公団タイプのうな  
普通のものにつきましては、それで一応安全であ  
ると考へております。

なお、今度の政令その他の整備につきては  
いま局長の申し上げました開口部、その他の  
排煙口とか、あるいは煙の延びていく速度をおく  
らすためにたれ幕をつくること、こういうたこと  
を検討してみたい、こういうふうな考へておりま  
す。

「委員長退席、天野(光)委員長代理着席」

○松浦(利)委員 建設省にお尋ねしますが、今度  
は政策の問題で局長にお尋ねをするのです。将来  
の問題として建築基準法の改正その他も出てく  
ると思ひますが、それはそれとしていいわけで  
す。しかし、現実の一つの例として赤羽台団地の  
十五棟、三十三棟のことを申し上げておるわけ  
ですけれども、いま言われたようにきわめて科学的  
な答弁をされたんですが、人間というのは、実際に  
火災が起つたらそんなに冷静な判断というの  
できないんです。現状として、それでは三十三  
棟の迷路の二階の人が火災になつたときには、具  
体的にどういふふうにして逃げていくのですか、  
逃げる方法がない。どういふふうにして逃げますか  
と聞いたら、私のほうは、しかたがありませんから

帯でも縛りつけておる以外にありません、こ  
ういふ入つておられる方々の答弁でしたけれど、  
将来のことはそういうふうな法改正その他の手続  
で、先ほど消防庁の予防課長が言われたように、  
必ずやつてもらひたいのですが、現実それで問  
に合わない。かりに人が死んだからといって、あ  
わてたつてもうおそいのです。やはり消防の原則  
というのは、財産保護というより人命が優先され  
なければならぬ。そうであるとするならば、今日  
のそういう危険な状態に放置されておる――確  
かに火災が起る件数というのにはアパートに関し  
ては非常に少ない、少ないけれども、万が一  
こつたときにどうなるかという問題が残つてお  
るんです。そういう問題について、建設省として  
はこれからどのように行政指導なさうとするの  
か。たとえば避難ばしごを置くとか、あるいは非  
常用のベルをつけるとか、こういうた処置をやる  
べきではないか。現にあれだけの団地の中で、十  
五棟なら十五棟で火災が起つて、どこにも電話  
がなかったらどうしますか、一一九番に電話をす  
る方法がない、その間だけおくれしてしまふん  
です。そういう問題について具体的な方法とし  
て、十五棟、三十三棟のそういう問題がかりに  
起つたときに、どのように処置をされようとする  
のか。私はそれは行政指導でやれると思ひます  
す。そういう問題について、住宅局長からひと  
つ明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○大津留政府委員 先ほどもお答えしましたよう  
に、公団の建設しますアパートは、各戸が防火区  
画で十分に区画されておりますので、発生した住  
戸以外の住戸は、大体そこをそのまゝおられたら  
延焼の危険はないと思つております。しかしなが  
ら、これはなかなかさういふことも、隣が、階段下  
が火事だといふときに、じつとしておられるかと  
いう問題があるかと思ひます。したがつて……  
「安全じゃない」と呼ぶ者あり。いや、これは  
安全だと思ひます。したがつて、どういふふう  
に避難するかということでございますが、これはそ  
ういふ構造なり何なりによりましてそれぞれに違

うわけですが、公団としましては、入居の際に火災の予防の御注意、それからもし万一発生した場合にどういうふうなことをしていただきたいというふうなことを「住いのしおり」というもので一応はPRしております。そういうことで、また必要があれば訓練もやるわけでございますが、そういう住戸ににじまして避難あるいは通報、こういうことについてそれぞれの措置、訓練をお考え願わなければならぬと思います。

これから建てます場合には、先ほど指導課長が申しましたように、煙のことを十分考慮いたしまして、排煙あるいは防煙ということについては特段の工夫を必要といたすというふうに考えております。十分研究いたします。

○松浦利委員 住宅局長、あなたは十五棟、三十三棟に行つたことがありますか、あなたはこういう家に住んでおられますか、あなたが住んでおる家はどのような家ですか、言ってください。

○大津留政府委員 私が住んでおるのは、ブロック造の二階建てでございます。

○松浦利委員 だからあなたはわからないのですよ。この住宅に住んでおる人たちの声を住宅局長は聞いていたかと思うのです。私はあなたを責めるつもりはないのです。実際にあの住宅に住んでおる人たちが非常に困つておる。あなたはとびらを締めておけばいいじゃないか、こう言うけれども、逃げ出したあとを締めるほどの冷静な人というのはおらないですよ。自分のところが火事になったら、火事だと言つてとびらをあけて飛び出して逃げるでしょう、そうした場合に、煙がやはり充満することは事実なんです。隣の部屋にじつとしておればいいというような問題じゃないのです。しかもこの赤羽台団地の、隣の人はどういう状態だったかという、炎が隣のほうまで行つておるわけですよ、どんどん熱くなるわけですよ、ベランダの鉄がじゅつと燃えて。現実にサッシなんかあめのように曲がつておる、そういう状態を考えたときに、逃げ出しなさい、こういうふうにとだ訓練をしてやればいいのだという考

え方では間に合わない。現実に赤羽台団地でもあるいは武里団地でも、春の消防週間にセレモニー的に防火訓練があるそうです。どういう防火訓練をするかという、はしご車が出動して救助活動をする、それからあの袋でばつとおろすという、すべり台という、そういうことも避難させるためにする。ところがそういう設備は何もないのですよ。それを見たときにはなるほどりつばないですね、セレモニー、儀式なんです。ところが実際に火事が起こつたときには、どうしていいかわからないという現実なんです。だからそこに避難はしごの一つでもあれば、その避難はしごをばあつかけておろすことができるでしょう、あるいはそういうものがどこかにあれば、気が早い人が行つてそれをおろして避難することができますでしょう。そういうことの行政指導はできませんかとあなたに聞いておるのです。そういう不安が現実にも赤羽台団地あるいは武里団地に住んでおる人たちの中に充満しておるのです。その国民の不安に対してどういった一確かに消防法からは、緩和されておるから設備は要らないということでは政治にはならない。法律にないからせぬでもないじゃないか、現実にはそういう危険があるという条件を前にして、あなたはどのようなにそういうものに処置をされようとしておるのかというところをお聞きしておるのですから、もう少し国民に対して誠心誠意答弁してください。これは政務次官にお聞きしましょうか。政務次官お願いします。

○田村政府委員 ただいま赤羽台団地の火事の話題で、送水管とか連結管いろいろな質疑がありまして、その質疑応答を聞いておりました御意見のとおりであります、まことにすぐれた理論的に、技術的に近代建築と称するものの中で、マッチ一本あるいは漏電から火事が起こるわけでありま。まことに原始的な事件であります。これらの原始的な、昔から何百年、何千年と続いた火事の予防に対して、近代建築は御指摘のとおりでありまして、完全な消防対策はできておりませ

ん。したがって、いろいろ法律の文言がございましょうし、答弁はすんなりできまして、現実の火事にどうするかということとは仰せのとおり。こども地震が起きて火事が起きたら、とてもこういつたかっこうでおねえと思ひます。したがって、現状に対する御指摘になりました点、建設省としては、どういふようにあしたから、こういつた団地の皆さん方が安心して住まわれるような消防対策をとるかということに専門家としてはお考えになつて答弁をされた、私はこのように考えますので、政務次官といたしましては、担当の局長ないし関係官に對しまして、ただいまの述べられました御指摘の点について、すみやかに建設省として、次の対策はどういふようにして御安心願うような方策を講じますかということ、別の機会に私の意見をまとめてお答えすべきだと思ひます。私としましては、何といつても人命が最大の尊重すべき問題でありますので、特にこのように集団して多くの人々が一か所に住まいをいたしまし以上、ある人の不注意からとんでもない事件が起つて、完全にわが家の戸締まりをしておる人でも大きな迷惑を受ける。その際、お話しのとおり、五十メートルの建物では三十メートルのはしご車が間に合わないことはわかり切つたことであります。それから、消防庁の専門家が答弁されておりますから、われわれとしては、そういう現在の生活と起つておられます事件と勘案いたしまして、どのような建設省が便宜責任ある体制をとるかというところについては、慎重な協議と具体的な実行を早く急がなければならぬということが建設省のとるべき道と考へまして、以上御答弁申し上げます。

○松浦利委員 政務次官の答弁で了解をいたします。ぜひ早急にそういう問題についての見解をまとめて本委員会に、政府側から早い機会に御報告をいただきたいと思ひます。

がつたあの広大なところに新しいニュータウンができるわけですが、地方自治体のほうでは、学校あるいはその他の施設の関係で受け入れに支障があるということでもなかなか了解をしないという事例があるわけですが、事実問題として消防設備ですね、そういう大きな住宅が建つために、その住宅建設に消防設備が追いつかない、こういう事例があるやに聞いておるわけなんです。現実に埼玉県の春日部にはしご車がない。そのはしご車の購入問題をめぐつて、実は現実問題としていろいろもめておる。そういう状況で、高層団地ができるにいかかわらず、その消防設備に対する充実というものがたいへんおくれおる。こういう問題について住宅局長はどのようにお考えになるのか。

さらに、たいへん残念なことですが、これは三月二十四日の朝日新聞に出ておる消防車の問題です。これは公正取引委員会から勧告を受けておるわけですが、消防車の価格協定をして一斉に価格を引き上げておる。これは朝日の新聞から私は知つたわけです。公取が破棄勧告をしておるわけですが、少なくとも人命に最も重要な消防車がこういう形でもうけ仕事にされておる。確かにもうからなければいけませんけれども、こういう、公取から破棄勧告を受けなければならぬような状態にまでおる。と同時に、お尋ねをしておきたいのは、消防施設の購入に對する三分の一の国の補助ですね、この国の補助について現在ある交付単価、これに出ておる交付単価ですね、基準単価、この基準単価の三分の一を負担するそれですけれども、実質的にはこの基準単価では地方自治体は買えない、超過負担になるのだ、だからそういう消防の設備はあと回しになる、こういう話を実は私は承つたのですが、そういう事実があるのか。もしかりにそういう事実があったとすれば、これから都市再開あるいは高層住宅の建設といった問題をめぐつてたいへん重要ですから、局長のほうからその点を明確にしたい、以後の方針を明らかにしていただきたい、かよう

に思います。

○大津留府委員 消防車の価格の問題は、消防庁のほうからお答えしていただきます。

大団地ができました場合に、その地元の地方公共団体が消防設備等の負担がふえて公団との間になかなか合意が成立しない、こういう事例がよく見られます。これは消防設備に限りませんで、団地がふえたと学校を建てなければならぬ、あるいは清掃の仕事もふえます。そういったことでは、自治体は一般行政がふえますし、また財政負担もかかってくるということで、公共団体との間のいろいろなそういった負担の問題が団地進出には当然伴うわけでございますが、これらにつきましては、関連公共施設の負担区分を協定いたしまして、公団が負担すべきものは負担する、たとえば学校の敷地は半額で公共団体に譲渡する、またその公共団体の負担分を何年か長期で割賦でちやうどいするということ、そういうことをやっております。消防関係につきましては、たとえば消防署の建設の敷地を団地の一部分安く提供するというようなことはございますけれども、たとえば消防車を買うというような費用については、公団が負担するというようなことは特にございせん。ただ、こういう団地ができ、関連の公共施設も整備されてきますと、この辺の地価が当然上がってくるわけでございます。そこで、建設大臣が前の予算委員会でも答弁いたしましたように、固定資産税の評価また都市計画税というふうなものを適正化することによって地元の公共団体の財政力は増すではないか、そういうようなことを十分研究したいということをお述べになっております。

〔天野（光）委員長代理退席、委員長着席〕

なお、この公団の負担区分あるいは国の援助の方式につきましてもさらに検討いたしまして、地元の負担ができるだけ軽減されるように研究を進めたいと思います。

○高田説明員 消防ポンプ自動車にかかわります補助金額と販売価格との間にズレがあるのではな

いか、こういう御質問でございますが、私直接の担当ではございませんがお答え申し上げます。

消防ポンプ自動車の補助金の補助基準額と申しますのは、国庫補助金の交付額の算定基礎になるものでございまして、それはそのつど、毎年機材費とか工賃などの値上りもありますので、そういう点も勘案して決定されているものと思えます。それで販売価格になりますと、その点は、それからさらに購入いたします各市区町村と消防ポンプメーカーとの契約によって、各市区町村に特別な機材等の注文等もございまして、そういう点を加味して決定されるものでございまして、補助金額と販売価格との間ではズレがあるということは、現実的には先生御指摘のとおりでございます。

○阿部（昭）委員 関連して、消防庁と建設省との間に、三十六年に団地、こういう場合の基準を緩和することについて合意に達しているわけですか。この合意に達したときの情勢については、先ほど説明のように、大体四階建て程度のものだったというところなんでありまして、その合意に達した当時の、いわば文書交換がされておる、これをひとつこの委員会に出してはしと思うのです。

私の記憶では、たしか消防庁予防課長と当時の稗田住宅局長との間に合意に達した文書交換があるはずであります。これに基づいて消防庁は、傘下の各組織に対して一定の指示をしておいて、それぞれの消防当局はいまの緩和基準というのを明確にしておるわけでありまして、この当時かわされた建設省と消防当局との間の合意に達した内容、これを明確にしてほしいと思うのです。かわされた文書とその背景にあるいわば情勢判断、これは先ほどから説明のように、情勢は相当変わったというところはお認めになられておるようでありまして、情勢が変わった以上、当然当時の合意に達した内容というものを変えなければならぬということになってきていると思うのです。そういう趣旨の答弁があったのでありますけれども、私ども、今後の高層住宅における、人命をほんとう

に大切にするという消防の立場から、当時の経過、内容というものを明確に認識しなければならぬ、こう思うのでそのことをお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○大津留府委員 御指摘のように、三十六年に公団等の耐火構造の共同住宅につきまして、その消防設備をどうするかということにつきまして、建設省住宅局と消防庁と御相談した結果、消防庁予防課長の名で各都道府県の所管部長に通牒が出ております。両省の間に合意ができてその文書交換したというのは実はないのですが、その合意に基づいてそういった通牒が出された、こういうことでございまして。

○阿部（昭）委員 合意があったことは事実です。これは私はいま責めるつもりはないのです。消防当局はその当時、この合意に達するまでにすいぶん抵抗しておるのです。しかし、建設省の側は、どうも、公団住宅や何かに基準を緩和しない原則を全部適用したのでは、コストの問題その他もあつてなかなかいへんことになるという態度で、ついに消防当局がこれに屈服してこの合意が成り立ったといういきさつがあるのです。これは、私どもは当時の消防当局の関係者についていろいろ事情を聞いて承知をいたしておる。しかし、現時点になってまいりますれば、先ほど説明のように高層住宅といつても当時は四階建て程度、現状はどうかということになりますと、これは四階なんというものはなくて、べらぼうに高いものがどんどん広がってきておるわけでありまして、この基準というものは当然に変えられなければならない、こう思う、その変えようとする内容を、この場合消防庁の立場からは、一体考えがまとまっておるか、この辺はどうですか。

○高田説明員 お答え申し上げます。

先ほど松浦先生のお尋ねのときに私がお答え申し上げましたような経過で、三十六年当時、建設省と私どもの間で合意が成立したわけでございまして、それで、その当時の事情というものは、確かに

今日においては変わっている部分はあるわけでございまして。その点につきましては、一部高層のものが出てきたり、あるいは下階に店舗あるいは事業所等のもので出てきたり、あるいは住宅の形式等につきましても、煙等の通路になります廊下等いろいろな形式のものが出てきたりという事情がある、その点等が変わっているというところは事実でございます。したがって、そういう点等を勘案いたしまして、私どものほうで建設省当局と調整をはかりながら今度検討を続けてまいりたい、かように考えておるわけでございまして。

その内容等につきましては、いま私が申し上げました三点等を中心にして設置し得るものについて検討をしていきたい。ただ、この場合に、共同住宅になりますと、一つの難点は、共同住宅の場合にはいろいろな個人の住宅の集合体でもございまして、共同して訓練をし、共同した訓練の上で使える設備というものがなかなかむずかしいという点がございますし、また最近の共同住宅になりますと、分譲形式というふうなものでございまして、そういった点等も、その分譲されたものについて、だれが共通的にそれを管理していくのだろうか、こういうむずかしさもあるかと思ひます。したがって、そういう点等も勘案しながら、それを克服して、私どものほうで関係当局と協議しながら調整をはかってまいりたい、かように思ひます。その場合に、やはり避難を中心に、早期発見、通報、避難という、この直接人命につながるものについて重点的に考えてまいりたい、かように思ひます。

○阿部（昭）委員 どうも消防庁のほうは、ばくらが消防庁と対で会つておると、もつと盛にきぬ着せない明快なことを言うのです。いま公団なりあるいは住宅局長や何か、みんな一緒に集まつておりますと、どうも奥歯にものがはさまった言い方になる。私はさっきも言いましたように、実際上、三十六年の当時も、高層住宅というものが四階程度で済むなというふうな消防庁は思つていなかった。もつとどんどん高層化したものが生

まれてくることがわかっておったのです。したがって、この緩和をすることにものすこし抵抗をしたのです。当時の関係者に全部聞きました。しかるにいまこの場合において、個人住宅の集合体だからなかなかむずかしいの、ごんべえのといつて、結局話にならぬような言い方になっていく。この際、もし人命が失われるということになった場合に、責任は消防当局なんです。皆さん責任を負えるのですか。そこで、現実には煙に対する問題は何ら配慮にない。これは一体どうするかということが大問題。

それから公園住宅などでも七階で火事がある、水をぶっかけた、ところがそれが一階の押し入れや何かまで全部水浸しになるという状態になっているのです。それはなぜか。あの建物にひび割れがあるのです。ものすごい水が下のほうにどんどんいって、七階で火事があると一階ぐらいいまで全部だめになってしまふという状態が起つていく。壁なんかもういふん下までみんな入れかえたり。壁やなんかもいふん塗りかえをやってたでしょう。そういう状態が現実起こるのです。したがってこの場合に、私は関連質問ですから多くは聞きませんけれども、火災報知機とかあるいはまた化学消防、こういう方法で戸なら戸ばつと消してしまふという方法は不可能ですか。

○高田説明員 先生御指摘の点は、ああいう住宅で火災が上階でありましたときに、それによって消火活動を行なった。その消火活動の水による水損が下まで及ぶということから、そこだけでおさめるような方法はないだろうか、こういうお尋ねかと存じます。現在の消防活動上の観点から申しますと、コストの点その他等も考えまして、一番とりやすいのは何であらうかといったときに、やはり水が一番活動上効果があるということから、水によって消火するというのを現在の段階でも重点的に考えておるわけでございます。ただ、その場合に必要以上に水を出す、ある程度十分に消火がなされたのにまだそれを放水しているという

ことによる水損、必要以上に水損が生ずるような消火活動による放水をやるということとは絶対に避けなければいけないということから、ある限界に達しまして、火勢の状況によりましては、いわゆる一斉に放射するという、どつと出すというやり方をやめて、途中からノズルによって切りかえて、水噴霧型式によってこれを消火する、そしてできるだけ水損というものを少なくしていこうという方法は現在講じております。

ただ先生御指摘のように、その部屋だけをばつと消すという方法については、現在の段階ではなかなかそういう方法は——直接先生がおっしゃったような方法ではございませんが、火源を探知して早く消火につとめよう、早く効果的に消火を行なおうという方法については研究所等におきまして研究いたしておりますが、先生御指摘のような点についてはまだ十分なあれにはともいっていない、かように存じております。

○阿部(昭)委員 これでやめますけれども、予防課長、その部屋だけをばつと消す方法が何かあるのじゃないか。たとえば化学消防。それを現在の消防当局は何と言っているかという、たとえばガソリンスタンド、工場がやられたという場合にはそれはできますけれども、個人の住宅には銭がかかってとてもじゃないがそんな化学消防なんかできるか、こういう言い方をしている。問題は、なぜ起こったかということになると、七階で火事があったのに一階まで全部水をぶっかけたわけですね。住宅公園の林緑地、七階で消火活動をやった水が窓ぎわのほうに全部たれて、下の部屋、一階まで全部水浸しになるということは想定になかったわけでしょう。実際上はどうかということになると、ものすごいひび割れがあるのです。鉄筋工事か何かはもうわかれますけれども、一階まで全部水浸しになって、壁は入れかえなければならぬ、あるいは壁は塗りかえなければならぬ、いろいろな状態が現実には起つておるわけですね。したがって、七階で火事があったらそこだけ消す方法があるのじゃないか、化学消防か何か

で。費用がかかってできませんという答弁なんです。会社、工場、ガソリンスタンドなどではできますけれども、個人の住宅は化学消防はできませんというの、たとえば先ほど住宅局長は、そのうちの隣が火事になっても部屋の中でじつとしておればだいじょうぶなんです——それはあなただけを知らざる者の認識です。たとえば赤羽台団地の場合は七階だった。四階か五階で火事があつたら、上のほうは煙で、タスキだつていびり出されてくるのでありますから、そんな皆さまが言うほど簡単なものじゃないのです。七階で火事があれば、水でもって消火作業をやればその一階まで全部水浸しになって、公園もいふんと水をかけて、壁の入れかえから何から、いろいろなことをやつたでしょう。鉄の窓枠や何かみんなあめん棒のようになっておられます。隣の部屋が焼けてます、うちの部屋はストーブ要らず。だいじょうぶ、そんな簡単なわけにいきませんよ。

私は、やはりここで消防の方法というもののについても検討の要があるのじゃないかということをおっしゃるわけですね。私は、緩和した基準というものを、あのように密集した高層住宅の場合に、従来と同じ消防のしかたでいいのかわからないことを含めて今後再検討の要があるのじゃないかと思う。単に水をかける、水がどんどん出るようにしておけばいいとかいうものじゃないかと思う。そういう意味では、かつて住宅局と消防当局との間で三十六年の話し合いが行なわれた際に、消防当局は、やはりその責任を持っておりますから、いふん抵抗した。住宅局のほうは、コスト主義というたてまえがありますから非常にきびしく消防のほうの言い分を押えて、今回の緩和基準というものはつくられたという経過があるのです。その辺の経過は、当時の消防関係者はみんな口をきわめて言うのですよ、現役の課長がどう言おうと、私もいふん手を回してみんな調べましたから。そういういわば従来のコスト主義のワケ組みの中で、人間の命を何よりも大事にするという、この基本原則というものが見失われるような緩和基準

というの、全く生きた人間をどのように中心にして考えるかという観点で再検討されるべきだと思うのです。どうですか。

○高田説明員 お答え申し上げます。

この点につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり私考えておりますが、ただ、あの当時におきましては、これは実験的に確かめたいという実験の裏づけもあつたわけでございますけれども、今日においては、確かに御指摘のように事情は変わつていく部分がございます。したがって、私どもとしては、人命の安全ということを第一に考えて、できるだけ配慮を関係当局と調整をとりながらやつてまいりたいという決意は持つております。

○阿部(昭)委員 局長と消防庁と話し合つて出すのですから、当たりさりのないようなものを出すとは思いますが、三十九年のあの合意に達したときの内容、それから情勢判断、こういうものを文書にして本委員会に提出してもらいたい。

○金丸委員長 いいですね。

○松浦(利)委員 それでは消防庁にもう一つお願いをしておきます。

実は消防庁が各消防署へ行政指導した通達がありますね。高層住宅に対する設置基準、これもいま阿部委員が要求した書類と同じように、この委員会に提出をしていただきたいというふうに思いますが、それがどのように実行されておるのか、その点もあわせて文書で出してください。よろしくうございます。

それでは続いて、たいへん長い間お待ちをしましたが、参考人でございます住宅公園の林緑地にお尋ねをいたします。

いま阿部委員からもお話がありました、実は住宅公園がつくった住宅というのはたいへん理想郷である、そして延焼、火事にも強い、こういうことで、実は多くの方たちが住宅公園の建設された住宅に入つておられる。ところがいま阿部委員からお話がありましたように、赤羽台団地では七

階の火を消すために、消防署で調べたところが十五トンの水を放水しておられるわけですね。その結果、この赤羽台団地の建物のひび割れ、クラックというのですか、クラックから漏れのように降り注いだ。しかも、それが火事の起こったすぐ下ではなくて、両わきとかいろいろなところに波及的に漏れのように水が出ておるのです。それと同時に、便所の汚水を流す配管ですが、この配管をセメントに通す場合に、その間に遊びがある。修理その他地震等で障害が起こらないように遊びがあるのかどうか、私は技術的なことはわかりませんが、そのためにそこから漏れのように水が流れ込んで、水による被害というのがある、たいへん入っておる住民に影響を与えておるわけです。ここに証拠の写真を持ってきておるわけですが、このようにもうすべてのものが冠水してしまっておるのです。そういう状態について、総裁のほうでは前もって予知しておられたのかどうか、火事になったらこういうことが起こるということを知っておられたのかどうか、このことをお尋ねいたします。

それともう一つ、この赤羽台団地もそうでありますけれども、武蔵団地においても避難訓練というが、火災その他についての指導というのは全く住宅公団からなされておらない。一ぺんぐらいういう説明があったのかと聞いたら、全くそういう説明はありません、こういう話なんです。なるほど、パンフレットに書いてあるかもしれないけれども、そういった避難訓練その他の指導というのは何らなされておらないわけですね。こういう点については、一体どういうふうに考えておられるのか。

この二点について、総裁からお答えをいただきたいと思ひます。

○林参考人 先ほど来、公団の火災につきましていろいろな御質問がありました。また、当局から御答弁がありました。その点はとくと承りまして、御指摘のように人命に関する問題でございまして、消防につき、避難につき、よく消防当局と

は——日進月歩の資材の世の中で、いろいろとまた悪い煙を出したり、パニックを起こすような原因になる用具もたくさん各家具の中に使われるような時代になってきておりますし、よく検討をいたしまして、建設省それから自治省、消防庁というところの相談には、実務者としてできるだけの意見を具申しまして、今後一そう遺憾なきを期してまいりたいと存じております。

さて、お話しの水の点であります。私も写真を見ましたし、担当理事は実際のところを見に参っておりますし、いろいろとこれについては、その下のほうをずっと一階から六階まで回ると、なかなかひどい影響があったということについては、当然でございしますが、承知をいたして認識をしております。

予想していたかどうかという、あんなにひどいとは実は思ってなかった。しかしながら、これは、もちろん私の責任でございしますが、建築専門家の話によりまして、やはりどの建築につきましても、ふる場とか洗面所とか、あるいは水を使いますベランダとか、そういうところは防水の設備をいたします。しかしながら、それ以外のところはコンクリートを打って、できるだけ穴があかないように、あるいは管を通すためにあけたところにはほかの資材で詰めるというようなことをいたしておるのでございます。そこでコンクリートというの、やはりそういう点では水が漏れるものと、技術者はみな申します。

そこで、あのところに消防は十五トンの水を注いだということですが、あの狭い一區画に十五トンのタンクを上置いて水を抜いたというふうな状態になりますと、ひどい圧力でございまして、これはいろいろなすき間を通りましてあるいは組織を抜けて、お話しのようにやはり漏れのようにいいますか、流れ落ちるということとは、ああいう状態になれば免れがたいということでございます。これは、大事なとき脱線して恐縮でございますが、あの霞が関ビルだってやはり同じだ、こういうことでございます。幾ぶん上等

でございますから——あちらのほうも漏れがあるかもしれないが、やはり同じような物理状態のもとで、それだけの重いもので、上でせんを抜いてぐっと水の圧力をかけたら、それは抜けるものだ。しかし、それではその場合を予想してふだん全部に防水設備をするかといったら、これはたいへん費用がかかって、家賃に換算いたしまして非常なものになってしまつてどうにもならないというところで、結局、配管の間の遊びのようなところをできるだけ詰めますとか、あるいはクラックがでるだけ起らないようにするとかいうことはいたしますが、あとは必要十分だけの水をかけていたで、そこでとめていただく。これはまた消防に、火を出しておいてお願いして、あまりかけるなと言うこともつらいことで、こちらとしてはむずかしいことでございますが、それであるとは、ふすま、畳、みな公団の収支の中でこれを補修する。ただ、たすや夜具や個人の所有のものは個人で、これは災難と見ていただく、あるいはそれについて動産保険を個人でおかけになるという以外にはない、こういう状態でございまして、右のようなことでもつてひとつ御了承を得たいと思ふのでございます。

それから避難訓練のことでございます。公団はやはり大事な、大ぜいの方がおいでになって、その方の人命と安全をおはかりしなければならぬのでありまして、これはもう、先ほど局長からお話がありました、まず入るとき説明会、そういうときにも申しますし、それから「住いのしおり」というところでも、火災の予防、入居者のとるべき措置というもの周知徹底をはかっておりますし、ときどき冬など火災の多いときには、チラシを配るというふうなことをいたしまして、いずれの営業所でも実施をいたしておるところでございます。また防火訓練につきましては、所轄の消防署の指導のもとに適宜実施をしている。それから公団の団地管理主任というものが消防法の規定によりまして防火管理者に選任されて、その指導に当たっているということでございまして、

で、そういうことでつとめてまいっておりますが、今後ともそういうことについてつとめてまいりたい。やはり訓練をしてあるのとなひとは、たいへん違いがあると存じます。

ちなみに、こういうとき一つ申し上げますと、昨年度は、三十一万戸持つておりますうち、火災の発見は、はやまで入れました二十五件ということばがまさに当てはまるという状態ではございますが、しかし、事一つでありまして、大事な人の命のことでありまして、居住性と経済性をあわせ考えなければいけません、安全ということに特に今後重点を置いてつとめてまいりたいと思ひます。

○松浦(利)委員 総裁にさらにお尋ねをするのですが、それでは、入っておる人たちに、公団の建物に入ったら、もう水には弱いんだ、そのことを知らしめておるのかどうか。先ほど言われたように、そういうことは今度初めて経験したことだとされたから、いままでは別にしても、今後は、入られる方に、上のほうで火災があつて消防をやつたら水がどんどん下に漏りますということと言わなければ、私はうそになると思ふのです。そういう点についてどう思われますか。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕

私が言いたいの、実はそういうことをしなくても、コストがかかるかどうかというところは別に、技術的にローコストでそういうことを防ぐ方法はないのかどうか、そういう技術の開発はできないのか、そういう答弁が私は総裁の口から出るものと思つたのです。ところがそうじゃない、もうだめなんだ。そういうことであるとするなら、これから公団に入る人たちに對して、もう水には弱いからあきらめてくださいということをはっきり言つて、入居させるべきだと思ひます。そうしなければ公団の住宅は不当表示になりますよ。その点はつきりしてください。

○東参考人 総裁にかわつてお答え申し上げます。

この点につきましては、ただいまの技術では安い方法ではなかなかいいのができませんし、いかなる高級マンションでもそこまで手が回っているところはないと思います。また、住宅ですと床を張ったいろいろなことをしますものから、普通の防水層をいたしましても、その間にねだとかそういうものをつけるボルトとか、そういうものが出ていきますので、これを完全防水するのは、なかなか費用がかかってできないという現状でございます。これを安く、何か塗っただけで非常に防水ができるというのが今後開発いたされれば、そういうものも使っていけると思いますが、現状ではなかなか安くそういうものができない、こういう現状でございます。

それと、水の点につきまして弱いということ、これはどうしてもコンクリートには収縮亀裂というのが固まる段階で起こりまして、どうしても水は漏るものなのでございます。その点につきまして、入居者につきましては、これは火災という点ではございませんけれども、ときどき上の階で洗たく機を使いまして、洗たく機のすきぎをやったままどこかでほかの用をしていてという場合に、たまたま排水の管がはずれましてさあつと出る、そういうことで下に非常に迷惑をかけるという点、それから流しなどの水がときどきオーバーフローしまして、漏って下の階に非常に迷惑をかける、こういうこともたまたま起こります。すもものから、入居段階で、水については下の階に非常な迷惑をかけるからそういう点は十分注意していただきたい、こういうことは十分知らしてあるようになっております。

○松浦(利)委員 防水しておらぬところでオーバーフローすれば下に漏るということ、それは言ってもけっこうだと思ふのですが、いずれにしても、要するに水に弱い、火災があつて水をやったら水をかぶるものだ、滝のように降るもの、そういうことを入居者にはつきり言うべきだ、こういうふうには私は申し上げておるのです。その点どうですか、はつきり言ってもらわぬと困るので

す。

○林参考人 水に弱い、程度の問題でございますが、しかし、いま建築担当理事から申し上げたようなのがもう偽らざる実情でございます。しかし、火事のと、上に水をうんとかけられたら下に漏りますよという指導は今までしておりませんので、今後、いま建築担当理事も申しましたように、洗たく機で水の出しっぱなしなんかやると漏りますよということ、上に水がうんとかかれば漏るのだということ、入っている人はみんな知っているはずでございます。火事のと、実際は外国なんかではやはりそういうことはあるらしいのです。もうなれて、すぐたんすや何かにはばつとビニールをかけてしまふとか、そういうことをやるためのものを持つておるといふ話も聞くのでございます。やはり御指摘のように、これだけ五十万戸、七十万戸を御預かりしているところでは何かローコストで、この災禍から免れるという方法はまさにくふうあつてしかるべしとみずから反省して、今後努力いたします。

○松浦(利)委員 外国の例も出されたようで、外国ではビニールを持っていて、すぐビニールをさつとかけるようになっておるのだそうですね。でも、それであればそういうふうに住宅公団でもやらせたらどうですか。せつかく外国のいい例を出されたのですから、それを参考にしようという

○林参考人 これも検討の一つとして、教訓として考えます。しかし、それを各人に買わせるという点になりますと、これは一万軒に一軒起る問題でございます。そこらになりますと、さてどうしたらいいかというのを一つの例として申し上げたのでございますが、しかし、一つの参考例として、今後こういう問題についてもできるだけの知恵を出してまいりたいと存じます。

○松浦(利)委員 それでは私も一つ参考を申し上げましよう。総裁が参考を言われたから、私も参考を出ましよう。埼玉県の武里団地で、いつまでたつても水が流

れてくるのです。あわてて調べてみたところが、セメントを打つてその上に床を立てますね。そして畳を敷きますね。その床とセメントの間に建設をしたくずが全部はうり込んであつた。そのために水がいつまでたつても消えなかつたという事実があるのです。そういうことがなければ、その水が落ちてくるのを防げたはずですよ。これも一つの例ですが、どうですか。私は言うつもりはなかつたのですが、あなたが例を出したから言うのです。

○東参考人 お答え申し上げます。これは手抜きということではございませんけれども、たまたまそういうところに木のくずとか、それからのくずりで切つたくずとか、そういうものが入つていたので掃除せず、そのまま知らずに上を張つていった、そういうことだと聞いておると思います。これはたまたまの戸数なもので、検査するときたまたま見のがした、こういう点があつたかと思ひます。この点については今後十分注意したいと思ひます。

○下部長 関連質問をしたいと思ひます。まず、総裁に質問をしたいと思ひますが、ただいまの総裁の答弁を聞いておりました、私は全く不誠意な答弁だと思つております。先ほど阿部委員や松浦委員からの、滝のように流れるという表現を用いた問題ですが、ただ天井の亀裂のために水が滝のように流れるか。流れることないですよ。それは松浦委員の指摘したように、配管パイプの接続部分のところに穴があいていゝのです。接続部分のところにシルがしてない。だからそれを伝つて七階から一階までばつと滝のように流れる。雨が降るなんというもののじゃないのです。それを外国の例によつたらビニールをかぶせるなんという、そんなばかことがどこにありますが。そんなことはないですよ。天井のコンクリートの弱点の中で亀裂を生ずるということ、あつたにしても、それから漏れる水はほとほとと雨のごとくであるかもしれぬ。滝というならば、

そういう欠陥があるのですから、この欠陥を皆さん方が正しく見詰めて、こういうところに欠陥があつたから滝のような現象を来したのだとございましょうから、当然その接続部分にはシルをかぶせるとか密着させるとかいう措置を今後行なうという誠意ある答弁があつてしかるべきだと私は思ふのですが、その点どうですか。現実にはそういう点を考えておられぬわけですか。その点ひとつ答弁をもらひたい。

○東参考人 お答え申し上げます。ただいまの件につきましては、一応配管の穴というものはセメントで詰めるということになっております。それで最近のものは浴室、便所、そういうところでは防水化してありますので、そこも非常に嚴重にシルしてあります。それから、いま御説明のものは、台所等に立つてゐる縦管について、詰め方が少し悪かつた点があつたかもしれせん。今後そういうところがありますれば注意して、そこをシルするようにいたしますが、シルしただけでもそれはある程度水が漏ると思ひます。これはモルタルで詰めますから、ある程度は漏つてくるということはやむを得ないと思ひます。最近のものは、中にあまり縦管を通さないようにはしてあるわけでございます。

以上でございます。

○下部長 いろいろ元氣のない答弁がなされておるようですが、そうすると、この赤羽台団地の十五棟のそのところは、全部そうした縦管が通つてシルされてないわけなんです。当然そのシルをするということですね、今度は、どうですか。

○東参考人 それは、いままででもセメントで詰めてあるわけでございます。あるのが普通なんです。だから赤羽台団地全部がそうしてないというところは、ちよつと信じられないのでございませけれども……。

○下部長 先ほどから申し上げるように、滝のように流れるというのは、それがシルされてないからだ、そういうことを口すつぱく申し上げ

ておるわけですか。そうでしょう。シールされておつたら、そんなに漏れのように流れるものですか。それは常識から考えてもそうでしょう。ただ、それは、いまの外国の例ではありませんが、雨のように漏るならばビニールくらいで防げるけれども、漏れのように流れるものを何でビニールで防止することが出来ますか。ですから、そういうことの水かけ論は別といたしまして、赤羽台団地においては、現実には七階から一階まで水が漏れのようにおりにてきた。そうすれば、シールされていらないという現実には立って、そういう補修改善を行なうというところをここで確約していただきたい。どうです。これはひとつ公団総裁にお願いいたします。

○林参考人 この配管のところがどうしても遊びが出来るわけでごさいます、そこを物質で詰めてまして、そうして上からのものが漏れないように、またそこを伝わっていろいろなことが来ないようにというふうにいたしておるのでございいたします。しかし、これはまあ赤羽のものを一つの例にいたしましてよく再調査いたしまして、直す必要のあるところは修理をいたします。ただ、非常に異常な圧力では、普通詰めておきまして、それが本来のコンクリートと違うところは、やはりぶあつと突き破って出てくるということがありまして、そこいらのところはひとつ常識で判断をして、なすべきことはできるだけのことをしてまいりたいと思ひます。

○ト部委員 では、そうしたものを補修改善するということについては確認をされたわけですね。よろしゅうございしますね。

○林参考人 よく調べました上で、必要な面について最善の努力をいたします。

○ト部委員 そういう答弁がばくは官僚的だと思ふのですよ。現実にはあなた、漏れのように流れてきておるわけなんですよ。そこに現実に調査をして云々と、こうおっしゃられるのですから……。

では、そのことばに私はあげ足をとるようなことではないのですけれども、先ほど松浦委員が御

指摘になったように、一階、三階、六階というエレベーター迷路——だれが来ても実際問題としてどこに行つておるのかわからない。その部屋にたどりつくというところは、その居住者がここよこよこと言つて、自分が下へおりていって手を携えてあげないとながれないという、現実のそういう迷路である住宅もあります。そうしてまた十五棟のうちに、いま言うように、調査してみなければなおかつ理解していただけない公団総裁のそういうことばがあります、ひとつそれを調べていただいで、現実には迷路であるその住宅等にも行つていただいて、そしてこの委員会に、自分が総裁としてこの住宅を視察した所感というものをひとつ出していただきたい、こう思ひますが、よろしゅうございしますか。

○林参考人 いまの配管のところは、直すべきものはもう至急直すようにいたします。

それからいまの迷路の点でございしますが、これは赤羽ができたのは数年前でございしますが、これも、当時の設計としていふん苦味をして経済性と効率性と居住性を考へて、かつ消防署とは相談をして——あれも二つあるようですが、あまりよいけないことを申してはいけません、二つ考え方があるので、あれを迷路にしておかないと——迷路というところは少し警備がありますが、吹き抜けでいくと煙が上まで吹き抜けるというふうないろいろなこともあり、よく御相談の上あそこを一つ上のものは下へ下がる、下のものは上へ上がるというふうなことに通して通しにしないか。むしろそういう火災とか煙とかいう安全性から考えたものというふうな聞いておられます。しかし、それからあとといふん世の中も変わつておられます、事情も違いますから、また持つてこられる家財の種類も違いますから、そこを考へまして一ぺん調べて最善の措置を講じるようにいたします。

○ト部委員 総裁、何か一階から三階へ、三階から六階へというこの構造は、かなり研究し尽くされた中でつくられたというふうな印象を与える答弁でありましたけれども、まさに、先ほどの阿部

委員のことばではないですが、これはタヌキのねぐらですよ。廊下を伝わっていく、下に何か知らぬけれども入るものがあるなと思つて入つてみたら家です。どこから逃げるというところもないです。地下街みたいなものです。行き当たりばったり、そこからどっちにも抜けられない、そしてまた上がつてくるというふうな住宅です。それでひとつ公団総裁行つてみて調査をしていただいで、あなたが確実に何号室に自分ひとりたずねていって、そこまでたどりつくかどうか。これはひとつ私はたいへん興味深く拝見をいたします。それが、一緒にいっていただきたいと思ひます。

それからちよつと総裁に、気になることがたくさんあるのですが、盛んに避難訓練とかしおりとかチラシを出しているというふうなことを言われは、七階から水が漏れのごとく流れてくるときに、ばつといち早くかけつけてシートをさつと出して、シートを巧みにあやつりながら漏れのような水を誘導したという事実がありますが、そのときに公団側がかけつけて持ってきたのはポリバケツで、これで何とかしてくれ、こういう状態であつたというのです。ましてや、しおりだとかそれから避難訓練などということは、まさしくこれはあつた事実がない。こういうことも、公団総裁等の答弁の中で、いかにもチラシも配り、しおりも配り、訓練も行ない、入居のときにはいろいろと説明を云々とありますが、これが一切なさされてないという事実があります。ただ、冬の時点で火災予防、火には注意をしてくださいというチラシが来ておる程度のもので、この点はひとつ総裁十分に、ただ机上の目であつたであらうという、またこういうようにしておりますというところではなくて、やはり調査を十分にした上の配慮というものがあつてしかるべきだ、このことをひとつ申し上げておきたいと思ひます。

関連質問ですからきょうはこれで終わります。建設省並びに消防庁につきましては最後に一

点だけありますから、その点の質問を保留して、一応関連質問を終わります。

○松浦(利)委員 それでは、委員長の方からもうそろそろやめてくれという連絡が来ましたが、最後ぜひここでお願いしておきたいと思ひますが、公団側が直接管理ということであつてそこには管理所というのがありますね。所長が常駐しておられるわけですか、常駐してない」と呼ぶ者あり)管理主任ですか、常駐しておられるわけですか。その方と住民との間の連絡が非常に難しいのです。極端に言う、これがどうですか。どうにかしてもらえぬでしょうかという話をしたら、明確に答えてくれないのです。むしろ官僚的に突き放す。地元のほうから、このようにしてもらえぬでしょうかという陳情を持っていって、それは上のほうに出して、答えが来なければ答えることができない。調べてみた上には上がつておらない。直接きょう来ておられる理事の皆さんの方のところに赤羽台団地の住民が行つて、お願いをする以外に道がない。こうしたパイプの詰まりというものがあるわけですか。こうしたパイプの詰まりというのが、むしろ公団側に入つておる住民との間の感情的なしこりというものに広がつていくおそれがありますから、そういった行政上の指導ということが必要ではないか。そういう指導が抜けておるか、火災訓練とか避難訓練とかいうことについて、何ら行政的に指導がなされておらないという事実が出てきておると思ひます。また入つておる人たちは年間——赤羽台団地で三千三百戸ですが、合計して二千万円の負担をしておりますね、公団に納めておるところの家賃のほかに、それは、御承知のように芝生の手入れとかその他に使われておるわけですが、それがどのようにな支出されておるかということについて、住民に知らされておらない。ただ、年に一ぺん住宅団地報か何かで知らすだけで、それが一体ほんとうにどういふふうに使われておるかということについて、チェックする機能が住んでおる人たちにな

い。こうした問題についてもこの際改めていた  
いて、もつと住民との意思の疎通というものを明  
確にするように——これは火災とは関係がありま  
せんけれども、お願いをしておきたいと思うので  
す。

最後に、そのことをお願いすると同時に、先  
ほど政務次官からきかれて前向き発言がありまし  
たから、その政務次官の発言を私はきくように  
質問の一つの締めくくりとして、現在建ておる  
住宅あるいはこれから建とうとする住宅、特に高  
層住宅の防火体制等について早急に政府の見解を  
まとめていただいて、先ほどお約束されましたよ  
うに本委員会に早い機会に報告をしていただき  
たい。そして、不安に思っておる住民に安心を与  
えていただきたいということを最後に申し上げ  
て、長い質問になりましたが、また一問一答でた  
いへん申しわけなかったのですが、私の質問を終  
わらせていただきます。

○天野(光)委員長代理 答弁はいいですか。  
○松浦(利)委員 答弁はよろこびます。  
○ト部委員 関連。先ほど保留しておきました建  
設省、消防庁に対する問題の要望を申し上げて、  
関連質問を終わりたいと思います。

それに先立ちまして、ちょっと公団のほうに、  
忘れておりましたが、先ほど阿部委員のほうか  
ら、天井の亀裂も直したという、畳も直したで  
しょう、それからふすまも直して、公団ではたい  
へんな物入りであったという発言がござ  
いましたけれども、この中でやはり問題と思いま  
すのは、この人たちが消防庁のほうから出てく  
れたシートあたりで守って、ふすまもそれから畳  
も守るだけだった。そうすると、その中に二枚  
程度完全にだめになったやつがある。守ったと  
いっても、御承知のように滴のように流れたので  
すから、畳も何も水浸しになっている。そうした  
らこの住民の、入居している人たちが公団のその  
建物を守ったということにもかかわらず、おまえ  
のところの家は六枚のうち大体見たら一枚程度が  
だめだからといって、六枚のうち一枚程度をかえ

てみたり、ふすまは二枚あるやつを一枚ずつかえ  
てみるような、そういうふていさいなことをやっ  
ておる事実があります。その人たちは一生懸命  
守ったのですから、それを、たまたま六枚のうち  
四枚だめになった、そうしたらあとの二枚は——  
おまえのところはそれで守ったのだからいい、四  
枚だけは補てんしてやるというやうなふみつき  
ことではなくて、六枚なら六枚全部かえてやつた  
らいいじゃないですか。ふすまも二枚あつたら  
その二枚をかえてやつたらいいじゃないか、こう  
思うのですが、どうでしょう。

○宮地参考人 答え申し上げます。

原則として、損害をこうむって使用に耐え  
ないものにつきましては取りかえる。私その点も調  
査いたしておりますが、たとえばふすまの二枚の  
引き違いの場合に、一枚だけかえてあるというよ  
うなことになりますと非常にふていさいでござい  
ますから、こういうことはないように思いま  
す。ふすまがそれだけ新しくなりましたから全  
部ふすまをかえろと言われまして、この点は  
ちよつと困難だと思っております。しかし、まだ  
工事中のようですから、ペイントの問題もいろい  
ろあるようでございますからまだ工事が完了して  
おりませんので、責任者が再チェックをするとい  
うことを私が参りましたときに申し上げておりました  
ので、御了解を得たいと思ひます。

○ト部委員 それは焼けたところの人だけではな  
くて、水をかぶった人のことも言っておるのです  
よ。ですから、いまのように六畳のうち四枚がだ  
めであつて二枚がよかつた。そうすれば使用不可  
能である。四枚に限つてというやうなことでは  
のじやなくて、やはりあつた、ついでに——それ  
は率直に言つて一生懸命守つたのですから、その  
人は。だからそのぐらいのことは配慮があつてい  
いではないかということをおつておるのですね。

○宮地参考人 いま申し上げましたのは、水害を  
合せて申し上げたのでございます。

○ト部委員 ではひとつ頼みますよ。

そこで、いま松浦委員のほうから指摘されまし  
た問題であります。政務次官のことば、前向き  
のことばというところで私も了解をいたしますが、  
それにやはり私は具体性がなにかぬと思いま  
す。政務次官、その面につきまして、いま論議を  
されました、質問の中で指摘されました項目を  
一つ一つあげてまいりましたならば、次のことが言  
えると思うのです。

それは、やはり消火せんといわゆる新設の問  
題、これは消防庁が確認をしたのです。この問  
題があるでしょう。報知機の新設という問題が  
ございます。直接連絡ができるという問題。阿部  
委員が指摘されましたように、たまたま十五ト  
ンの水をかければよいというのではなくて、そのと  
きに簡易消火器等があつたならば、ふつと消え  
た性質のもので、その内容を聞いてみますと。  
そういうことを考えてみますならば、やはり消火  
器の新設、これは各棟に一応設置するとかいろ  
ろなことがあるでしょうが、そういう配慮もあつ  
てしかるべきだし、それからもう一つは、消火方  
法の改良の問題、さらに構造上の補修の改善の問  
題等、いろいろな問題がこの中に論議をされたの  
ですけれども、この具体的なものを一つずつ文章  
にして提案をしていただきたい。このことをお願  
いして、私の質問を終わらさせていただきます。

○田村政府委員 具体的に御指摘になりました  
が、お話しのとおり、その問題を具体的に解決す  
る方針を示すことが安全であり、あるいは不燃化  
の住宅でございます。したがうして、そういう  
ことが現実的に起つておる問題でございます。か  
ら、問題の原因を解消する方策を、建設省、消防  
庁あわせてどうするのだという御回答を申し上げ  
ることが正しい答弁であり、具体的な措置、この  
ように考へて、仰せのように御回答いたしたいと  
思ひます。

○天野(光)委員長代理 この際、おはかりいたし  
ます。

先ほど決定いたしました参考人に追加して、日  
本住宅公団理事尚明君を参考人にといたしたいと存  
じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○天野(光)委員長代理 御異議ないようござい  
ますから、さよう決定いたします。

午後一時十分再開することとし、暫時休憩いた  
します。

午後零時二十九分休憩

午後一時二十二分開議  
○金丸委員長 休憩前に引き続き会議を開きま  
す。

引き続き質疑を行ないます。北側義一君。  
○北側委員 住宅局長にお伺いしたいのですが、  
先日予算の一般質問でいろいろと住宅関係につ  
いてお聞きしたわけですが、まだ詰めのできてい  
ない点がありますので、その点をきょうはちよつと  
詰めさせていただきます、このように思ひます。

先日の根本建設大臣の答弁では、今後の住宅対  
策については、企業やまた農家、地主の民間住宅  
建設に力を入れてまいりたい、このようなお話  
があつたわけでありまして、そこで、聞くところによ  
りますと、建設省でも民間住宅建設促進の構想を  
調査、検討なさつておられる、このように私は聞  
いておるわけでありまして、その実態についてお  
伺いしたいのです。

〔委員長退席、天野(光)委員長代理着席〕

○大津留政府委員 先般建設大臣がこで御説明  
申し上げましたように、住宅対策を進める上にお  
きまして、公的資金による住宅のみにたよつてお  
つたのではなかなか解決が進みませんので、民間  
自力建設も大いに促進したい。その方策といたし  
まして、一つには、企業による従業員のための持  
ち家政策を進めたい。それからもう一つの重点と  
しましては、大都市近郊の農家の方々が、その土  
地を利用して住宅を建設される、これを賃貸また

は分譲住宅として供給される、それを融資その他の方法で援助して促進したい、こういう二点を申し上げたわけでございます。

農家による住宅建設促進の一つの資料といたしまして、昨年都市近郊の農家の意識調査と申しますが、住宅建設についてどういってお考えをお持ちかという点を調べました。そうしましたら、その土地を利用して住宅経営をやってみたいという御意向も相当見られましたので、先ほどの方策を少し積極的に進めてみたいというふうに考えておるわけでございます。

○北側委員 そこで、いま局長がおっしゃられた東京都近郊農家の住宅経営についての意識調査について資料をきいていただいたわけですが、この調査結果を見ると、基本的ないわゆる問題点についていろいろと述べておられるわけです。この点につきましては、先般の住宅統計調査等によりまして御存じのとおり、あらゆる設備の共用の住宅です。これについては非常にその面積等が狭くなっております、こういうことを私申し上げたところ、大臣のほうでは、そういう点につきましては何とか考慮してやっていかなければならない、こういう答弁があったわけですが、やはりこれを考えまして、そのような問題点が出てきておるよう思うわけですね。こういう点についてどのような考え方をされておられるか。やはりやっておりますから、それについては、基本的には何らかの対策がなければやはり同じような傾向になつていくんじゃないか、こういう心配があるわけですね。その点どうでしょうか。

○大津留政府委員 御指摘のとおりでございます。先般も建設大臣がこの席で、これからの住宅政策の一つの重点として、規模の拡充を含む質の向上に重点を置いていきたいということを申ししたわけでございます。その具体的なやり方といたしましては、政府が公的資金によって建てます公団住宅なり公営住宅の規模を年々拡充してまいりたい。また、住宅金融公庫から融資をいたしたい

て、民間の方に建てていただく住宅につきまして融資対象の面積をふやして、これを拡充していく、具体的にはそういう方法をとってまいる考えであります。

○北側委員 そこいらのところが非常に大事な問題になってくるんじゃないかと思うのです。それ、いまかりに大臣がそのような方向で今後の住宅政策を持っていられようとしても、そこに国としての住宅建設に対する援助といましようか、何らかがなければ、やはり同じような傾向になつてくるんじゃないかと思ひますので、その点はひとつ間違ひなくやっていた方がいいと思うのです。方法としては、それはいろいろ方法があると思いますが、そういう点についてはここで議論しても始まりませんので、この意識調査の最後のほうに書いてあります問題点を指摘なさつておられるわけですから、指摘なさつた以上は、あくまでもそれを解決する方向に持っていっていただきたい、まずこういうことをお願いしておきたいと思ひます。

次に、このような農家が住宅経営をやっていく場合に一番心配になりますことは、都市計画法との関連なんです。当然これは市街化区域内に住宅建設がされ、調整区域においてはされない、このように私は了解しておるわけですが、市街化区域においても、これは第七条でしか、約十年で都市基幹施設の整備を行なう、このようになっておるわけですね。そうしますと、その際、用途地域等を定める前にそういう住宅が建つていった場合に、かりにいままでと同じような住宅が建つていった場合にスプロールしていく可能性があるのではないかと、こういうことを私心配するわけなんです。その点についてはどうでしょうか。

○大津留政府委員 新しい都市計画法によりまして、市街化区域を設定いたしましたら、それと同時に、その地域の用途地域を定める、こういうたてまえになっております。したがって、市街化区域が設定されますと、それを追っかけて

住居地域なり工業地域という指定がなされ、また都市施設の根幹的な都市計画というものが同時に行なわれますので、従来のようなスプロール現象というものは抑制できるんじゃないか、こういうふうにして期待しております。

○北側委員 そのように線引きを行なつて用途地域をすぐきめられる、このようにおっしゃっていますが、この期間というものはかなりあるのじゃないですか。これは竹内局長どうですか。

○竹内（農）政府委員 お答えします。

市街化区域を設定する場合には、当然用途地域はどういうところに指定をするかというのを、市街化区域の整備、開発、保全の方針である程度うたつておるわけでありまして、したがって、用途地域の指定は、市街化区域設定後遅滞なく行なわれることと思ひますが、現在のところは、大部分のところがすでに用途地域が指定されておりますので、それがある場合には変更しなればならない場合も出てくると思ひますが、大体は用途地域は指定されております。指定されてないところは、遅滞なく用途地域の変更を追っかけてすぐやろう、こういうことでいま作業を進めております。市街化区域の計画ができていく段階におきまして、大田用途地域の計画もできておりますので、手続的に一べんに市街化区域の設定と用途地域の変更をかけるということがなかなか困難なものですから、市街化区域の設定後遅滞なく手続に入る、こういうような方針でいま進めております。

○北側委員 来年度からいよいよ新五カ年計画に入っていくわけですね。いま局長が言われたとおり、公的資金の住宅のみやる、これはいいですね。そこで、持家政策として、そのように企業また農家の住宅経営、こういうことを考えておられる。このこと自体はそれでけっこうなんです。が、たとえば、現在そういう民間デベロッパーが、市街化区域に入る地域に一体どれくらいの土地を持っておるのか、これはわかりませんか。

○川島（農）政府委員 お答え申し上げます。

私のほうで調べたところによりますと、昭和四十三年の十二月末現在における資本金一千万以上の大手不動産業者が全国に保有している用地、約一万一千ヘクタールということになっております。

なお、市街化区域予定地内とそれ以外にどれくらいあるだろうかという御質問でございますが、これについては正確なデータはございません。ただ、首都圏内におきまして、大手業者の団体であります不動産協会の調べによりますと、会員会社が持っている用地は約七千六百ヘクタールでございます。そのうち約四千四百ヘクタールは、現行の制度による、いわゆる用途地域内に約四千四百ヘクタールの土地を保有しておるといふ報告がなされております。

○北側委員 また、農協が現在、いわゆる住宅用地として持つておる土地についてはどれくらいあるか。

○大津留政府委員 いわゆる農協住宅といっているのは、その農協に加入しておる農家が土地を持ち寄つて、共同で区画整理をして住宅を建設しようという計画でございます。農協自体がそういう土地を持つておるという関係ではございません。

○北側委員 いずれにいたしましても、民間のそのような企業また農家の住宅経営、こういうことをやっていく場合に、ばく然とした考え方ではよくない。それくらゐの調査はやっていただいて、そうしてその上に立つたところの計画といふものがなければ、一貫性のある住宅政策とはいえないのじゃないか、このように私は思ふわけですね。それでこの問題をただいまお聞きしたわけですね。

さてそこで、現在新都市計画法に基づいて各所において市街化区域及び市街化調整区域、このような線引きが行なわれております。

〔天野（光）委員長代理退席、委員長着席〕  
ちやうど昨年の国会でこの都市計画法についていろいろと審議をやつていったわけですが、



れたために、そこに公共投資の十分なる配慮というものがなされなくなるという憂いも出てくる。そうなると、ある一面ではこれは憲法問題にまで触れてくるのではないか。片方には、市街化調整区域にされた場合に地価は押えられてくる。片方は、地価は上がってくる、もうかる。こういう問題になってきたときには、これは重大問題になるわけですが、これは建設省としては、あくまでも地方公共団体から吸い上げた数字で妥当なのかどうか。一体、その八十四万ヘクタールという机上計算から出た数字というものはどこで押えるのか。これが私どもの一番関心のあることです。これは大きな問題でありますので、局長並びに政務次官にお尋ねしたいと思ひます。

理——これはいわゆる区画街路とかあるいは小公園というようなものは、お互いが現物で出てくださいという制度です。幹線街路とか大公園は、これは公共投資をいたしましょう、こういうような制度でございますから、そういう自分の身のまわりの公共施設の土地は地主さんに出していただくという形の区画整理とか、あるいは団地開発をいたします場合に、幹線的な道路みたいなものは、多摩その他におきましても当然公共投資としていたしてまいりますけれども、枝線のようなものにつきましては宅地開発事業者が負担させる。ひいては土地の所有者に負担が転嫁されるというような形で、いわゆる受益者負担的な考え方をある程度取り入れて公共施設を整備していかねば、とてもその秩序ある町づくりというものはできないのではないかと。そういう方向で進めてまいりたい。そういうことも考えてまいりますと、新市街地が広がれば確かに投資額はふえるわけでございますけれども、私どもとしては、十年でそれができないというふうな数字にはならないのではないかと。そういうふうな考えでおるわけでございます。

ういう数字よりはうんと小さい数字で出てくると思ひます。私どもとしては、やはり個々の都市計画区域ごとへヘクタール六十人というものを目安にして押えていきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

討を加えて、法の趣旨が達成される方向で認可をしていく、このように考えております。

私も市街化区域の設定にあたりましては、将来の人口、将来の産業というものを、十年後のものを見通しまして、それに基づいて面積をはじくわけでございます。その際の指導基準といたしましては、新市街地についてはヘクタール六十人以上を標準にするということを言っております。実際現実に福井都市圏、それから近く山形都市圏が認可になりました、それ以外にいま作業しているの、われわれのところいろいろな形で接触がございますのを見っております。建設省の基準を割ってそして市街化区域を広げているというケースはございません。おそらく今後もないんじゃないか。これは先のことでございますので、先生御心配のような点はもちろん私ももししておりますけれども、それは私どものほうで基準を割らないように指導してまいりたい、こう思っております。

小川(新)委員 そうすると局長、八十四万ヘクタールという数字の算定から、建設省はいまヘクタール当たり六十人を割らない。そうすると、限度はぎりぎりどのくらいの線を見込んでいるのですか。地方公共団体から上がってくる数字が、たとえば百四十万ヘクタールとか百六十万ヘクタールとか、これからもうと拡大する可能性が出てくるとも考えられる。一体建設省としては、理想的なところは何万ヘクタールまでとして、最終リミットを押えているのですか。

御案内のとおり、約半世紀にわたって続けられたこの新しき市街化の問題を処理する新都市計画法の問題ですから、いろいろ困難な問題があると思ひますが、せっかく成立した法律でございますから、公共団体その他とも十二分に連絡をとりながら、御指摘のようないたずらに拡散をする、何のこともかわけがわからなくなったということのないように、法の趣旨を生かすべく、この問題の解決を長期的に進めていきたい、このように考えております。

北側委員 ただいま言われましたとおり、私たちは昨年、この国会でこの都市計画法については十分な審議を行なつて、そして国会を通過しております。この法の精神を私はくずしてはならない、このように思ふわけですが、そういう点で、ただいま小川議員も質問されておりましたが、どうかひとつ法の精神が生かされたところの都市計画、これをやっていっていただきたい、このように要望いたしておきます。これは今後十年たなければ、実際の問題として現状ではわからないわけですが、そのときには竹内さんもおそらくおられないのではないかと。そのうち、実際にここまでのような答弁をされても、あとの成り行きというものには十年たなければわからないわけですが、それを法できめた以上は、やはり一番最高のものをきめられたと思うのです。したがって、それはやはり守っていくように前任者としてやっていくの

それから公共施設の問題でございますが、確かに総投資額は、面積がふえればふえると思ひます。しかし、先ほど申し上げましたように、やはりこれからの市街地の整備というものは全部公共団体がやる、公的機関が全部公共投資をやつてしまふという形ではまいらないのではないかと。したがって、私どもとしては区画整

○竹内(新)委員 これは先生御承知のように、やはり大都市の周辺部とか地方都市で実情が違ふと思うのです。やはり大都市の周辺部でございますと、ヘクタール当たり人口密度は高くなる。したがって、単純に全国のものへヘクタール六十人で割った場合に幾らになるか、ただいま数字は持ち合わせておりませんが、そ

○小川(新)委員 あまり行き過ぎた場合には、建設省としては警告なり注意なり、行き過ぎというときには何らかの手を打つ、こう理解してよろしうございませうか。

○田村政府委員 申請が出てまいりますので、そういう場合に、御心配の向きにつきまして十分検

があたりまえじゃないか、こう思うわけです。そういう点で心配でありましたので、御質問申し上げたわけです。

次に、地価対策について、これはいろいろと提案もなされておるわけです。道路整備にしましても、住宅にしましても、また再開発にしましても、鉄道建設にしましても、すべての根本となっておるのが土地問題なんです。根本建設大臣も、地価安定政策の一環として昭和四十六年から宅地開発五カ年計画、これの構想を持っておられるようですが、その内容について伺いたいと思うのです。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

御承知のように、宅地開発は住宅建設の計画と対応して行なわれるべきでございますが、現行の住宅建設五カ年計画は、御案内のように、昭和四十一年度から四十五年度までに六百七十万戸の住宅を建設する計画を立てております。しかし、宅地供給の面から見ると、この六百七十万戸全体の宅地を用意する必要があると申します。これは、これらの総建設戸数のうちには老朽建てかえによるもの、また既成市街地の再開発あるいは既存の宅地の空間地を利用するもの、それから農村で建設される住宅もございまして、そういったものが六百七十万戸の中には大体三百八十万戸程度含まれておりますので、これを除きました二百九十万戸分が新たな新市街地として宅地を供給する必要があります、こういう前提に立ちまして、現行計画では、四十一年から四十五年までの五年間に五万三千ヘクタールの宅地を供給するというのが現在の計画でございます。

ところで次の五カ年でございしますが、これは当然に新しい第二次の住宅建設五カ年計画、これの戸数がきまり、その中で新市街地に何万戸供給すべきかという計画がセットされました段階で、これと並行して宅地供給計画も数字がきまってくるわけでございます。これらは、現在住宅局、また住宅地審議会等においてもいろいろ御検討でございます。数字の固まり次第宅地供給についても

計画を固めたい、かように考えております。

○北側委員 そこで私、考えとしては非常にいい考えだと思ふのです。ところが実際の問題といたしまして、こういう計画を策定していく上において、その財源から、やはり政府がこれを全部持つていくということではないわけですか。やはり民間開発による方法もとれると思うわけですか。

そこで、その比率というものが非常に大事になってくるのではないかと、このように思うわけなんです。またこの宅地開発五カ年計画で、現在の戸数主義から脱却して先行投資的な意味を持って行なわれるべきであると思うのですが、この策定にあたって、住宅建設の戸数とも関連して、各都道府県との住宅建設の関連したところの調整というものも行なわれなければならないのではないかと、このように思ふのですが、その点どうでしょう。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

現行計画の五万三千ヘクタールにつきましては、その内訳といたしましては、公的機関によるものが二万五千ヘクタール、民間の宅地開発部分が二万八千ヘクタール、公的部門よりも民間デベロッパーにお願いするほうが若干多いという比率になっております。次期の計画におきましてこの比率をどうすべきかはまだきめておりませんけれども、大規模で優良な宅地造成ということになりますと、やはり公的機関の造成いたしますものほうがすぐれておりますので、財政の許す限りは公的機関のシェアをなるべく多く見込むということが必要であるかと思ひます。

それからこの地域割りでございますが、これはやはり全国総合開発計画、新しい新全総計画あるいは首都圏、近畿圏、中部圏等の各地域開発計画がございまして、これらによりまして、地域別に将来の産業あるいは人口の伸びぐあいを勘案いたしまして、ある程度の見通しは立てなければならぬというふうに考えております。

○北側委員 新全総の計画によってそのようにやられていく、そのようなお答えなんですが、

たとえば大都市周辺ですね、この宅地開発、一番適地と思われるようなそういう場所については、現在大企業の開業者がすでにそういう用地を買占めてある。一番必要なそういう土地については、適当と思われる場所は買占められてある。公的な資金において開発する場合においてそういう適地があるかどうかというのは、非常にこれは問題になってくると思うのです。適地がないとすると、そこで、やはり道路なり交通網なり整備しなければこの開発はできないような状態になってくるのではないかと、こういう心配が出てくるわけなんです。これらについては調査なさっておられますか。

○川島(博)政府委員 お答え申し上げます。

大都市近郊におきまして大手の不動産業者が土地を買占められているといううわさは、私もちよいちよい耳にいたしますけれども、現実には、先ほどお答え申し上げましたように、大手の不動産協会加盟業者の手持ちの保有登記を調べてみますると、全国で一萬一千ヘクタール、首都圏で七千六百ヘクタール程度でございます。次期五カ年計画は、現行の五万三千ヘクタールよりも住宅建設戸数もふえるでしょうし、当然にふえてまいりますから、少なくとも現在大手のデベロッパーが手持ちの土地というものは、今後の計画全体の面積から見るとわずかに二割という程度でございますので、そう開発適地が全部大手に買占められておるといふふうには考えておらないわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、今後の東京あるいは大阪近郊における大規模の開発にあたりましては、ただいま先生の仰せられましたように、足の問題、水の問題がきめ手になると思ひます。これらにつきましては、水の問題については、何より水源の手当てあるいは排水の関係はどうするかという問題、足の問題につきましては通勤用の鉄道あるいは道路の整備というもののに相当力を入れて投資を行ないませんと、あたらせつかつの開発適地が具体的に宅地として供給できないということになりますので、今後におけ

る大規模な宅地開発にあたりましては、いわゆるそういった関連公益施設の整備には十分力を入れなければならないのではないかというふうに考えておる次第でございます。

○北側委員 次のやはり五カ年計画、これから考えますと、やはり十萬ヘクタール近くになるのじゃないかと思うのです。これは新聞では一応そのように書かれておりました。そこで、先ほど言いましたとおり、なるほど大手業者が持っているのは一割近い数しか持っておられないかもしれないが、その大手業者が持っている一割というのは、やはり一番地価の上がる可能性のある場所、そういう場所が買占められておるのじゃないか、こういうぐあいに考えるわけです。どうしてもその土地の需要が高くなるところ、そういうところがおそらく買占められてある、このように考えるわけなんです。やはり住宅を必要とするところに建ててもいたし方ないわけですから、どうしても住宅の必要な場所へ建てる。そういう場所が買占められてあるのが現在の実情ではないか、こういう考えを持っているわけなんです。そういう点で、これがいま構想を練っておられる段階でありまして、この点についてもひとつ、これは次の五カ年計画で大事な問題になってくると思ひますので、詳しく検討していただきたい、このように要望いたしておきます。

また、その民間の業者が宅地開発する場合にその助成措置、これは請じなければいけないと思うのですが、その開発された宅地の分譲価格、これがまた高くなるようでは何にもならないわけですが、やはりそれに対しての分譲価格の適正な値段というものを、一つの基準をきめなければいけないのじゃないか。そうせぬと、せつかつそのように五カ年計画であっても、一般の人が手に入らないような値段になるようでは何にもならないと思うのです。そこらについてはどのように考えていただけるんですか。

○川島(博)政府委員 昨年御審議、成立をさせていただきました地価公示法が、幸いにこの四月一

日から三大都市圏において実施をされます。この公示価格は、民間の取引にあたって、その取引価格を拘束するものではございませんけれども、私どもは、専門家が非常に慎重な手続を経て適正な時価として公示価格を官報に掲載するわけでございますから、民間の取引にあたりまして、これを最も信頼し得る目安として使っていただきたいというこのPRにいまつとめておるわけでございます。おそく大手の不動産会社等が今後新しく宅地を売り出します場合にも、良心的な業者でございまして、この公示価格を守っていただけるものと思ひます。ただ、一部の悪質業者が必ずしもこの公示価格を守らないという場合もあるかも知れませんが、これはこの制度そのものが、法律的にこの公示価格を公定価格として義務づけておりませんので、その点はやむを得ないと思ひますけれども、大部分の大手業者は、この公示価格に準拠した適正な値段で宅地を供給していただけるものと確信いたしておる次第でございます。

別には適正な価格をきちんときめていくようなものについては助成措置も講じる、ただし適正な価格でこれを売買する、このような方法をきめなければいけないのじゃないか。いま局長がお答えになつておられたような答弁ですと、これは地価の問題ですから必ず上がつてくるのじゃないか、間違ひなく開発されて上がつてくるのじゃないか、このように思ふのですが、その点どうでしょう。

○川島(徳)政府委員 お答え申し上げます。民間の優良な宅地開発事業につきましては、政府におきまして、現在さきやかではございますが、助成の道を開いております。その一つは、三十ヘクタール以上の優良な宅地造成をいたします業者が地主から土地を買います場合に、その地主が手にいたしました代金、この譲渡差益につきまして租税特別措置法を適用いたしまして、三百万円の特別控除制度を実施いたしております。それから一昨年からでございますが、住宅金融公庫に、民間の宅地造成業者に対する融資の道を開いておるわけでございます。それから別途いわれる住宅金融公庫は、融資保険制度によりまして、これも民間のデベロッパーに相当融資保険制度が利用されております。このうち前二者の適用を受けます、すなわち税制並びに公庫の直接融資という政府の助成の手を差し伸べられる業者につきましては、そういった国の助成と引きかえに、造成宅地の処分価格についても規制をいたすことにいたしております。その内容は、大抵民間の宅地造成は三年程度時間がかかるわけでございますが、その三年間における金利込みの利潤を三五%以内に、約年一割でございすけれども押えまして、その適正な価格で分譲するものに限りて税制あるいは公庫の融資の手を差し伸べる、こういう仕組みになつております。したがしまして、少なくともそういった政府の助成を受けた者につきましては、きびしい利潤統制が行なわれることになつております。

次に、日本住宅公団の総裁がお見えになつておられるわけですが、公団が先般日本都市センターに住宅団地関連公共施設整備に対する委託をなさつた資料をいただいたわけですが、この公共関連整備に対する公共投資が非常に問題になりました。公団住宅は、たとえば多摩ニュータウンの場合でも小中学校の敷地の問題でいふんもめまして、解決したとは聞いておりますが、何といたしましうか、今後日本住宅公団が住宅建設をやつていく場合にこの問題が非常に大きくクローズアップされてくるんじゃないか、このように思ふわけですか。そういう点で、きのうある一団地の資料をいただいたのですが、総裁、これをお待ちでしょうか。この資料によりまして、賃貸住宅の家賃に対する負担金の割合——いただいた資料は町田の山崎団地の資料ですが、これは昭和四十二年に建設された四千二百二十戸の団地である、このようにしてはなつておりますが、一戸当たりの平均家賃が一万三千七百四十七円になつております。これに對して、いわゆる負担金の平均家賃に占める額は六百四十九円、このようになっております。家賃から比べますと四・七%、このようになっておるわけですが、今後あの多摩その他のいろいろな地方公共団体の財政負担がとも伴わないう、そういう問題で、この負担率というのは全部家賃にかかってくるわけですが、どれほどまでだいたいわけるかということですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○林(孝)参考人 先ほど来北側さんが御発言になつておりますように、公団の仕事をやつていく上で一番の問題が土地の入手でございまして、土地の値上がりにつれておられますが、続いて現在、ここ数年大きくクローズアップされてまいりましたのは、お話しのように関連公共事業費を地元の自治体と公団とでいかに負担するかという問題でございます。お話しのように年々むずかしくなつてまいりますし、年々その負担は増加せざるを得ない、そうでなければ仕事ができないというような段階になつております。公団は首都圏が一番大きな場所でございますが、全国的に事業をやつておりますので、全国との間に著しいアンバランスは許されないうわけでございます。また、公団以外に公営住宅もあれば府県の住宅、供給公社の住宅等もございまして、それらとの間もあまりにも公団だけ独走するというわけにもまいらないわけでございます。それよりも地元からはなるべく多く負担してくれということ、これは地元の自治体が弱い自治体であり、大きくない自治体であればあるほどそうでございますし、それからまた、公団の場所も、自然にだんだんとそういうところ、しかも規模の大きいものが参るわけで、自治体の側としても苦しいことはよくわかるのでございまして、公団で負担をいたしますと、それが御指摘のように家賃には返つてまいるわけでありまして、

そこで町田の山崎の例は、四十三年の八月から入つたのでございまして、そのときは四・七%、それで大体四・五%ぐらいのところを押えていきたい、かように考えておるのでございましてけれども、やはり土地の事情によりまして、また、その自治体自体の周辺にいままでに公共施設というものが非常に乏しいところに参りますと、もう大きな負担をしなければならぬところも出てまいつておるのが現状でございます。どこまでかというこのめどはないのでございまして、庶民住宅であつて家賃はできるだけ安くということを考へてまいりますときに、自治体のほうとしては、あまりに急激に大きなものが一度に來たときは利息の支払いだけでもどうにもならないということ、その間をどう調整していくかということ、いま一番苦勞しておるところでございます。

そこで、お話しのように、昨年来関係者、学者に集まつてもらひまして委員会をつくりまして、そして五省が関係しておるのでございまして、そ

ちらのほうにも絶えず働きかけまして、自治体との間が、現在なり今後を見通して、大団地が入っていくときに自治体がどのように負担すべきか、またどのように新しく入って公団側が負担をするか、また、その財政の裏打ちというものを自治体側に対してはどういうふうにするか、また公団側に対してはどういうふうにするか、などを鋭意検討いたしてはどうかというところでございまして、いま起草小委員会が簡単な方法だけ取りまとめましたが、これでいまだ試算をして積算をして、あと財政問題にもなつてまいりますし、関係各省とも詰める必要があるのでございまして、お話しのような多摩ニュータウンあたりまで、かねがね言つておるのですが、いよいよむずかしい段階にぶつかつてまいりましたので、それを妥結すべく努力いたしておるところでございします。

○小川(新委員) いま総裁から御苦勞を承つたのですが、総裁、建設大臣は住宅公団に対する将来性の問題について、宅地開発公団に切りかえて、土地問題をおもてにやつかせていくような構想を述べておられますが、いまのようなうごめいた問題が出てくると、賃貸住宅が後退するんじゃないか、こういう懸念を私は非常に持つておるのですが、この点は、根本建設大臣と林総裁との間で何らかの協定等が結ばれたのですか。

○林参考人 根本建設大臣は、大臣御就任の前に政調会長をしていらつした当時、いろいろと斬新な前向きな思い切つた御意見がございまして、そして私もまた根本さんにお目にかかりに参りまして、そうして公団の任務あるいは公団の将来あるいは公団の事情というところをいろいろお話を申し上げて、意思の疎通をはかつてまいつてきております。大臣に御就任になつてからはなおさらでございます。それで大臣は、土地問題というものが一番大事なんだ、これを解決しないでもたまたまして何の解決ぞやという意気込みで、重点というものをそこにびしゃつと置いていらつした。これは私も全く同感でございます。

て、そのねらいいつつこうで、大いに馬力を出して政策を推進していただきたいと考えております。

しかし、それでは賃貸住宅は要らないか、それからあるいは長期に分譲する庶民のための住宅は法的にはやらないでいいかというところ、そうはお考えになつていらつしやらないようでございます。これはただいろいろと、午前中も御質問がありましたが、公団五十万戸をかかえて、そしてまた年々七、八万戸ずつつかまえて、その間にいろいろなことがございまして、これは根本大臣も大臣御就任前から、おれだつていろんなことを知っているぞと、こういうようなお話でございまして、公団もつとつかりしなやいかぬじゃないか、あまりいろいろなことがいろいろにあると、もうそういうことはやめてしまつてもとすら思うときがある、こういうふうにおつしやつていらつしたので、そういうところが御真意だと思ひます。私もその点はありがたき御忠告だと思ひまして、部内相戒めて、しかしやはり中産階級と申しますか、中産階級以下と申しますか、そういう一般庶民の方々に對する大都市における相当な大規模な公的な賃貸住宅の供給、それからやはり庶民のためのできるだけ低廉な長期分譲住宅の供給、このことは依然として努力すべきであると存じます。建設大臣もそういうお気持ちで、ただし、そのやり方にはよく注意をして、いやしくも、せつかく努力してかえつて批判を受け、非難を受けることのないようにということであらうと存じております。

○小川(新委員) 総裁のお話よくわかるのですが、大臣は、住宅というものは政府の力では限りがあるんだ、自分が住むんだから自分のことは自分でしろというふうな意味の相当強い意見を述べていらつしやいますね。これは根本さんに私結構質問のときにもただしてあります。そうなつて住宅公団のあり方ということも話がついてきて、私も下半身の計画がないと言つておるのですが、住宅五カ年計画はあるけれども、宅地開発五カ年計画というものはない。そういうような日本

の土地対策のアンバランスの中から、住宅公団というのに対して宅地開発公団に切りかえていつて、将来はこのような方向で進むんだということ、大臣の所信表明のときの新聞発表等に出ていふんですけど、賃貸住宅がだめだとは言つておりませんけれども、そういう方向で行くということ、は、言はずも、賃貸住宅が疎遠になつていく。その一つの理由としては先ほどの火事の問題もある、いろいろ問題がある、これはたいへんなんだ、住宅というものは一から十まで、ピンからキリまで政府がしよつていくことはたいへんなんだという考え方に立脚している。そういうことがあるならばこれはILOの住宅勧告にも反してくるし、私も、私どもは、社会不安の善き起る住宅革命というものが当然起きてくる、こういう考え方の中から聞いたのですが、いま総裁のお考えをお聞きいたしました、住宅公団というものは今後とも賃貸住宅にも十分に配慮していくんだということ、私よく了解しておきます。

まあ、大臣おられませんから、こゝで言つても水かけ論になつちやうですが、そこで土地の問題においては、市街化区域内においては既存の民間デベロッパーと競争して、はたしてこれが太刀打ちできるのか、そこで住宅公団の逃げ場として調整区域に逃げていくんじゃないか。調整区域は、御存じのとおり、政令で定められて二十ヘクタール以上の大型開発のときには認められる。将来林総裁は、この市街化区域内における土地競争にもへんなことなんでしょうが、調整区域の方向へあなたの方としては行くお考えがあるのか、そのような計画が来年度どれくらいあるのか、これは総裁と理事の方でございまして、その点は大事なことでございましてお尋ねしておきたい。

それから民間デベロッパーに対して、私、公私混合の住宅開発公団というものをつくつたらいいんじゃないかという考えをいつも持つておるのです。いまのままに土地不動産業者や宅地開発業者を野放しにしておいて、いまのようなスタイルで

いつては、公営住宅も公団住宅もこれから農協という新たな敵が出てくる——敵ということはおかしいけれども、一つの市場を開発して住宅をになつていく、その競争相手が出てくる。そうなつてきますと、一番しつこく寄せを受けるのは公営住宅と公団住宅だ、そこで私はこういう心配をするのですが、総裁の御意見として民間デベロッパーの今後のあり方、この点、あなたの御意見をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○林参考人 根本建設大臣の御発言を引用されましたが、住宅の建設というものはもちろん努力をする、ますます努力をする。しかしながら、一つだけ最もどこに努力するかということをお話してみたい。そういふことにおいては、日本住宅公団においても、いまは住宅建設のほうに四分の三くらいは力になつておりますけれども、それはそれで努力するとして、やはり宅地の造成というものはもつとつと努力をしていくべきであるというふうにお思ひます。根本建設大臣もその御意向だと思つてございまして、今後土地の造成ということについては、次の五カ年計画においては、一、その面的に努力をさせていただきます、だんだんと看板が、どつちかウエイトがかかつてくるということになつてまいりますが、だからといって住宅建設を怠るということではなく、しっかりとやらせていくことと存するのであります。

それから民間デベロッパーのお話でございますが、これも大いに発展して下さるべきであると思つてございまして。ただ、民間デベロッパーのやりまふことと、日本住宅公団の住宅建設なりあるいは土地造成なりのやりまふこととの間に、現段階においてはやはり性格の違いがあり、それから分野の違いがある。民間デベロッパーがあるから住宅公団はやらなくていいという段階では決してないと思つてございします。しかしながら、

両者の間がだんだんに、いわゆる民間デベロッパーも社会政策的な分野に仕事の範囲が出てくるというときには、それはふつかる場合もある、協力する場合もあると思うのでございます。私は、双方のいいところは互いに競争し合って、かつこうだと思っております。それから同時に、協力するところは協力して、御指摘のような一つの混合体といえますか、民間デベロッパーと公団との協力体というようなものをつくるのもいいことだ。すでに業務の上においては、そういうことが始まりかかっているところもございいます。

それから市街化区域と調整区域の点でございしますが、ああいう制度ができましたので、やはり住宅公団のメインフィールドというものは、当然市街化区域の中でやるということも原則としてやっています。そこにおいては相当適合もあるかもしれませんが、民間デベロッパーに負けてしまつて、こちらが全然出られないということとはなく、住宅公団は住宅公団としてやはり大きな特色と力を持っておりまして、これはやっていけるということを考えております。しかしながら、この線引きのいかんによりましては、調整区域のほうに出ていくということも絶無ではないというように考えております。しかし、市街化区域では民間デベロッパーに負けてしまつて、一番やさしい調整区域のほうに行つて例外を認めてもらつてやろうというのではなくして、さつき戦争のたとえがございましたが、主戦場は——戦場でもなく協力してもやりますが、そのやりますところは市街化区域であつて、調整区域にも公団の特色と全体の発展の姿からいって、全然差しかえないところで認められるところにおいては出ていくこともあり得る、かように考えておる次第であります。○小川(新)委員　そうしますと、総裁、宅地戦争が市街化区域という限定された戦場の中で行なわれた場合には、住宅公団の性格としては、むやみやたらに高い土地を買つて、それが政策家質なりまたはその家質にはね返ってくるようなこと、また宅地にはね返つてきたのでは、住宅公団としての

本来の任務は消えてしまふ。それなら民間デベロッパーにまかせていいのです。そこら辺のところは、向こうは資本力にものを言わせ、公共資本が入つておられませんからそういう制約がございせんから、金に糸目をつけず、どんな土地が上がつていった場合でも太刀打ちできるだろうけれども、林総裁のように一つの制約をしようとして、中流、中産的な階級の方々の所得に見合った社会的なモラルに立つた住宅、宅地というものを供給する側に立っているあなたにとつては、この戦争はベトナム戦争以上に非常に激烈になると思うのです。それはたして勝てますか。

○林参考人　民間デベロッパーと戦うと言うと少しことばがびたつと当てはまらないのでございしますが、民間デベロッパーの方も大いに活躍されると思ひます。しかし、やはり住宅公団は相当な力を持つていて自分では思つておりますし、實際客観的にもそう評価していただいていると思うのでございします。それで広いところ、むずかしいところ、それからいろいろ技術上くふうを要するところ、いろいろな問題の多いところ、そういうようなところは、公団はもうむしろ飛び込んでいきまして解決をするというような態度をとつております。しかし、お話のように公団は民間業者と違つて非常な制約を受けておりまして、公平でなければいけないし、オープンでなければいけないし、予算上の制約もあり、いろいろございします。それらの制約を背後に全部控えた行動としても、もちろんたんだん道ではありせんけれども、やつていく自信はございします。

○北側委員　ちよつと話が横へられてしまつたわけですが、いま一度この資料によつてお尋ねしたいのです。道路建設、鉄道建設をやつた場合にはその周辺の地価が上がる。これは何の場合でも同じなんです。この資料によりますと、負担金の概要は道路、排水、給水、このようになっておるわけですが、いわゆる地域内と地域外、地域外というのは道路の場合ですと取りつけ道路、このようになると思ふのですが、この率を見ますと、大

体この六百四十九円の負担金に占める額から見ますと、地域外が三百九十九円、地域内が二百五十円、このようになっておるわけですが、私、一つ非常に抵抗を感じるのですが、そのように入居者に、いわゆる地域外の取りつけ道路の分の負担金までが全部かかってくるわけですね。取りつけ道路を建設し、また河川改修をやつて、給水を行なつていく、このようにしますと、当然その地域の地価というものは必ず上がると思ふのです。その分が全部入居者の負担になつておる。いわゆる地域外の負担よりも多いようになつておるのです。これは大蔵省関係、自治省関係も全部関連してくると思うのですが、こういう点、非常に抵抗を感じるのですが、建設省としてはこういう問題に対してどういうようにお感じでしょうか。

○竹内(蔵)政府委員　先生のおっしゃいましたように、地域外の道路、これはいろいろあると思ひますけれども、幹線道路等につきましては当然公共施設として整備していかなければならない、そういうような観点で、私も、いわゆる住宅公団のやつております大規模な団地あるいは県や市街路あるいは公共下水道というものの国庫補助事業をつき合つていくわけでございます。先ほど公団の総裁からお話がございましたが、地方財政の問題がございします。実はそこに掲げてある問題以外に、学校の建設というものが非常に大きな地方の負担の問題がございします。そういうことのために若干公団側、宅地開発者側で負担しようというところが現実に出てくる、それをどういうふうな処理すればいいかということも公団自身で研究会を持ちまして、そういう負担区分の問題、それから負担区分に伴う地方財政の問題というような問題を研究会で取り上げていく、そういう段階であるというように判断しております。

○北側委員　まあそういうお答えがあると思つたのですが、結局これは、その周辺の土地を持っている人が一番得をするのです。地価が上がつて、何にも負担しないでもいいのです。これは私は非常に矛盾があると思ふのです。先ほど申し上げたとおり、道路建設、また鉄道建設、これはすべて現在の状況では同じであるかも知れませんが、しかし、こういう問題がやはり今後、先ほど総裁がおっしゃつていられたとおり、負担率が高くなりまして全部これは家賃にかかってくる。そういう点で、これは都市センターの先生方に委託されていろいろ検討なさつておられると思うのですが、今後やはり賃貸住宅を建設していく上に非常に大きな問題じゃないかと思ふのです。私としてはここに大蔵省も自治省もおられませんが、詳しく質問できませんが、建設省としてはひとつぜひそういう点、前向きにがっちり言つてもらいたいと思ふのです。大蔵省あたりにも、ひとつ政務次官をお願いします。そうしますと、日本住宅公団の賃貸住宅の建設はだんだんしりすばみになつて、最後にはなくなつていく傾向にあるのじゃないか、そういう心配を非常にしているわけですが、公的な住宅の建設がいまでも足りないのが、ますます住宅難はいつまでたつても解消しないような、そういう方向になつてはたいへんだと思ふのです。これはそういう点から取り上げてお尋ね申し上げたわけですが、そういう点、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。そういう点、最後に、琵琶湖の総合開発について、現在どのような状況になつておるかということをやつと御説明願ひたいのです。

○坂野政府委員　お答えします。

御承知のように、建設省は数年にわたつて調査をやつてきたわけですが、総合開発の内容としては、御承知のように、下流の水の需要のための利水問題、それから湖周辺の治水問題、それとあわせて、ほかのダムと違ひましてこれはかなり大規模な総合開発でございします。周辺の地域開発というものも考えなければならぬ、その三本の柱で計画の立案をやつていくわけでございます。その中で主体となる最初の二つの問題については、建設省も大体原案ができたわけでございます。

ます。しかし、三番目の周辺の開発問題になります。これは建設省だけの主管の事業でございせんので、各省でもってやはり地域開発は考えなければいかぬということで、実は経済企画庁に持ち込んでいま各省で鋭意調査をやりまして、大体ことしの六月ごろを目途に、計画の最終的といひますか、取りまとめということをやつてまいりたい。その間において、もちろん問題は滋賀県との調整がございます。滋賀県との調整を急いで、できれば四十五年度内に着工の運びに持つていきたいということでございます。

○北側委員 この問題は、この下流の大坂にしましても兵庫にしましても、淀川水系の水を上水道工業用水にのみ使つておるわけですが、私のいたしてきました資料によりますと、単位は毎秒、立方メートルですが、現有水利権、これが大阪府の場合で二万五千九百八十二、兵庫が六千八百二十七、このようになっております。これが昭和五十年になりますと、必要水量というのは非常に上がります。五万四千二百ですか、今後この琵琶湖の総合開発によってやらなければ、これは非常に大きな問題になってくるわけなんです。聞くところによりますと、大阪市あたりは淀川から水を取つておりますが、浄化するための薬品代が非常に膨大な額になってきておるわけです。そういう点でこの問題は、琵琶湖をかかえておる滋賀県の問題、いろいろあると思うのですが、先ほど局長が答弁されたとおり、早急にこれは着手しなければ非常に大事な問題となってくるのじゃないか、このように考へておりますので、どうかひとつその点、先ほど言われたとおり各省ともよく相談なさつて、何とか今年度中に着工する運びに持つていつていただきたい。このことを要望しておきます。

これで終わります。

○金丸委員長 浦井洋君。

○浦井委員 私は、建設業に従事する労働者の労働災害とそれから職業病、そういうようなことについて質問したいと思うのですが、建設省並びに

労働省関係の方にお尋ねします。ここに持つてきておるのですが、御承知のように、労働省の労働基準局の出しております「安全の指標」、これで全産業の四十三年度の死傷者数を見ますと、大体昭和四十一年度から、それまで減つてきたのが、カーブが横ばいなしに鈍化してきておるわけなんです。死亡者だけを見ると、せっかく年間六千人を割つておつたのが、四十三年には六千人を再びこえるというふうな状態になつておりました、必ずしも喜ばしい傾向とは言えないのじゃないかというふうに思ふわけなんです。

建設業だけの項を見ますと、なるほど十年前に比べますと死傷者数は減つてきてはおるのですが、それでもなおかつこの「安全の指標」によりますと、休業八日以上死傷者の数が全死傷者の中の二八・四％、製造業に次ぐ第二位になつておるわけですね。そして死亡者数は全死亡者の四〇・六％、依然として第一位、実数で申しますと二千四百七十人というところになつておるわけなんです。この数は、そのただし書きを見ますと、請負金額が三千万円以上の事業所、それから年間労働災害保険料を推定二十万円で上払い込むという事業所以上の統計でございまして、それ以下の事業所を加えると相当数字がふえるのではないかと

いうふうに考へられるわけなんです。そこでお聞きしたいのですが、建設業に従事する労働者の中に出ておる労働災害の特徴的なこと、それから原因、規模別などの実情をひとつ教えていただきたい。それとあわせて、近年建設業界でも労働災害の減少傾向が鈍化ないし横ばいになつておるということの原因を、建設省並びに補足として労働省のほうからひとつ教えていただきたいと思ふのです。

○中西説明員 お答えいたします。

建設業における労働災害の発生状況は、先生御指摘のとおりでございます。ここ十年來相当大幅に減少を続けてまいつたのでございますが、一年前からそれが鈍化の傾向にございます。この鈍

化の傾向になりました原因の点でございますが、その最も大きな原因と考えられますのは、最近における労働力の不足に関連いたしまして、未熟練労働者あるいは高齢者等が建設業で非常にたくさん使われるようになってきているということでございます。そのほかまた、急速な建設機械化が行なわれておまして、総体的に見ますとこれは災害を減少させる要因にもなるのでございますが、また一方、この機械化を實際に担当します技能労働者の不足等の関係もございまして、機械災害が相当ふえております。こういう点が、最近の建設業における労働災害の減少傾向の鈍化の原因だと思ふところでございます。

○浦井委員 前半の特徴のことはどうですか。

○中西説明員 特徴でございますが、規模別に見ますと、大手建設業の災害発生率に比べて、やはり中小業者の行なう工事の災害発生率が相当高くなつております。それから原因別の傾向を見てみますと、最近では、機械化の進展に伴ひまして、やはり建設機械関係の災害が増加しております。一方、従来非常に多かったといひますか、災害の大部分を占めておりましたいわゆる作業行動災害の手作業等に基づく災害は減少しております。大勢として機械化関係に伴う災害が増加している、統計上そのような状況になっております。

○浦井委員 政務次官にお尋ねしたいのですが、このように減つたとは言ひ来まだ非常に多いのが建設業における労働災害の実態なんです。これは労働省にまかしておくだけではなしに、当然各方面が災害がなくなるように努力しなければならぬと思ふわけなんです。特に建設省として、どういうような考え方であるか、問題に当たつておられるのか、具体的にどういうような方策あるいは施策を講じておられるのか、簡単にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○川島博政府委員 ただいま労働省からも御説明ございましたように、最近におきましては産業災害が必ずしも減少の傾向を見せておらないというところは、私もいたしましてはきわめて遺憾

に考へております。

「委員長退席、正示委員長代理着席」先ほどの原因の御説明がございましたけれども、何と申しまして建設業は、作業現場の環境が非常に危険にさらされるという特殊な環境にございまして、したがひまして、労働災害の発生率を見ましても、鉱業、マイニングに次いで高い比率を示しているわけでございます。これに對しましては、主務官庁でございます労働省にも常に密接に協力をいたして、いろいろ防止策に頭を痛めておるわけでございますが、建設省におきましては、発注官庁という立場から、請負業者の監督、労働災害の防止については常々口やかましく指導いたしてあります。現在、建築と土木、大きく分けて二つの現場に分かれるわけでございますが、建築につきましては、御案内のように、建築基準法に基づきまして施行令の第七章の二と、この特別の章がございまして、工事現場の危害の防止に關しまして、たとえば仮囲い等をどうするか、あるいは根切り工事の場合の注意事項でございまして、とか、あるいは落下物に対する防護措置、あるいは建物の建て方、あるいは材料の集積等にあたりましての危害の防止を法令で定めております。また、これに基づきます指導基準も各現場に通達をいたしておるわけでございます。

「正示委員長代理退席、委員長着席」土木工事につきましては、法令上そういう必要はございせんけれども、建設省内部で独自に土木工事の安全施工技術指針というものを定めておりますし、また労働災害を含めまして公衆災害を防止するためには、市街地の土木工事のための公衆災害防止対策要綱というものを、行政指導をいたしておるわけでございます。

なお、現場におきまして人が何人も死ぬような重大な事故を起こしました業者につきましては、指名等につきましてもいろいろと配慮を加えるというふうなことで、事故の防止に十分注意を払つておる次第でございます。

○浦井委員 次に、労働省の方にお尋ねしたいの

ですが、昭和四十四年度の労働災害防止実施計画ですか、それを見ますと、最近の特徴というところに、「技術革新は基本的には産業安全を指向する」とはいえ、その急激な進展は安全衛生に対する十分な配慮がなければ災害の大型化、新しい型の職業性疾病発生危険をはらんでいる。」というふうな書かれておるわけなんです。この新しい型の職業性疾病に關連してお聞きしたいのですが、ここに「労働衛生のしおり」という、これは安全衛生部で出されておるのですが、四十三年度の業務上疾病発生状況の中で、これは施行規則三十五条の三十八項目に分かれておる分ですが、建設業のところを見ますと、一番多いのは負傷、第二位が重傷の業務による運動器の疾病、第三位が熱傷・凍傷、やけど、しもやけということですが、第四位が一番最後のその他業務によること、明らかな疾病というところで、百七十六という数字があがっておるわけですが、第五位がC O中毒、第六位が酸、アルカリ等による腐蝕、第七位が中毒皮膚炎となつておる。第四位のその他業務によることの明らかな疾病の具体的な内訳は、建設業に關してどういう特徴がございまして、教えたいたしたい。

○山本説明員 答え申し上げます。

その中身といたしましては、お手持ちの資料をごらんいただきますとわかりますが、第二番目の重激な業務に起因する疾病というところに腰痛なんかが入るわけでございますけれども、災害性の腰痛というものは三十八の中に入っております。そのほかに、さまざまな業務との関連性が明らかな疾病に入ってくるわけでございますけれども、その中身は残念ながら、分析して統計をとっておりませんので、申し上げられません。

○浦井委員 私さっき申し上げた新しい型の職業性疾患ということで、いろいろ具体的な、われわれがいままで耳にしなかったような不平常な形が出てきた場合には、たいがい三十八項のその他業務によることの明らかな疾患の中に入らると思うのですが、そうですね。それをよく分析しておかなければ、その対策は立たないんじゃないですか。

か。どうでしょうか。

○山本説明員 分類は三十八ございまして、三十七番までを組み入れられるものはできるだけ広く読み取るということにしております。どうしても一番から三十七番までの間に入らないものをやむを得ず三十八に入れておるわけでございます。

○浦井委員 それはあとでまた出てきます。次に移らしていただきます。

そういうような新しい職業性疾患が起つてきておるわけですが、建設業——これは建設業だけにかかわらず、運輸業、港湾荷役あるいは陸上運輸等ですか、そういうような職業にも共通に起つておるわけですが、ブルドーザーとかショベルカー、それからフォークリフト、クレーン、こういうものが非常に使われておるわけです。私、実はここに写真を持ってきたのです。これはフォークリフトの運転者だつたと思うのですが、四十一歳の写真なんです、四十一歳といふと、私らと同じ年ぐらいですから普通はきれいなものですが、それが、少し老化して骨の変形が起つてきました。でも、大抵腰に負担がかかりますから、腰から変形が起つてくる。ところが、この四十一歳の男の人は胸椎の十一番、十二番目の辺の脊椎骨が変形をして、癒着をして、こういう状態が最近見つかつたわけなんです。これが一番ひどい例なんです、そのほかにも、ここへ至るまでの過程のいろいろな変化が續々とあらわれてきておる。私、その原因を考えてみたのですが、たとえばここに写真があるのですが、これはフォークリフトの運転者がする座席です。スプリングもないし、非常に粗末である。そこで、ちょうどこの胸椎の十一番目、十二番目の辺がこの座席の一番上に当たるといふことになるわけなんです。したがって、特異的に十一番目、十二番目の辺が長時間振動もあるし、非常に無理な姿勢をすることになるので、変形を来たすのではないかと、いうふうに私疑つておるわけなんです。そのほかにもいろいろ原因——写真をここに持つてきておるま

すけれども、最近の一番新しいブルドーザーが、多少運転する人の居住環境がよいというくらい、これはよいほうなんです。これは何という機械か知りませんが、それと無関係に起つておるというわけなんです。そこで無理にすわつておるというふうな形なんです。これは当然すわつておるというふうな上だけでなしに、特にブルドーザーの場合には騒音であるとかあるいは振動であるとか、そういうようなことはからだに非常に危害を及ぼしますし、そういう運転に従事しておる人に共通した症状を申し上げると、背骨が痛い、背中が痛い、腰が痛い、それからひざが痛い、肩がこる、それから胃腸の症状が共通にございまして、それからさつきも言いましたように、聴力障害、耳が聞こえにくく、こういう症状を来たしておるケースが非常にふえてきておるわけなんです。これはやはり、その人を取り巻くいろいろな外的な条件が非常に悪いということと起つておるのではないかと、いうことで、そういうような共通な症状というものは、労働補償でいいますと、明らかに業務遂行性にはあつたかといふように思ふわけでございます。これは建設省でも労働省でもどちらの方でもけつこうですが、こういうような建設機械に従事しておる運転者の健康の実態、あるいは障害の実態をどの程度把握しておられるのか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○松尾説明員 ただいまの写真にありますような症状を呈して、それが業務に起因している、あるいは業務遂行性のものといわれましても、起因しておる場合には、現在すべて業務上の扱いとして補償の対象にいたしております。ただ、その扱いは三十五条の各号のうち、第一号にいう腰痛症ではなくていわゆる非災害性による腰痛、これをもちつて扱つておる、こういうふうには私どもは考えております。

○浦井委員 私がお尋ねしておるのは、全体のそういう建設機械従事者の中ではこういうふうな状態が続々と起つておるだろうというふうには、私

の推定なんです、その一例を持つてきたのですけれども、起つたケースをどうしておるかというところでなしに、その全体をどう把握しておられるかということです。

○松尾説明員 統計的にとっておりませんが、現実には補償されている対象者といつたしまして、たとえば牛乳配達でありますとか、港湾荷役労働者、あるいは新聞等の労働者の中には腰痛が非常に多発いたしております。そういう観点で、現在補償の状況の中でそれが把握されておるというふうには申し上げておるわけでございます。

○浦井委員 建設省のほうにお尋ねしたいのですが、こういう建設機械——統計のとり方によつていろいろあると思うのですが、建設機械、ブルドーザーあるいはフォークリフト、クレーンというふうに分けて、全国で大体どれくらい使われて、それに従事しておるのはどれくらいの数人間がおるかということはおわかりませんか。

○川島(博)政府委員 詳しいことはわかりませんが、私も、私どものほうで建設工事施工統計調査報告を毎年とっておりますが、四十三年の報告によりますと、いわゆる建設機械と称せられるもので、登録建設業者の保有しておりますものが全国で約十三万七千台ございまして、もともとこれには、普通トラックでありますとか、ダンプあるいはコンクリートミキサー、くい打ち機等除いておりますので、こういったものを加えますと、全体で約三十三万五千台保有されておるという報告になつております。

それから、これらの建設機械を運転いたしますオペレーターにつきましては、昭和四十二年に建設省が行ないました実態調査によりますと、約八万五千人程度というふうには推計されておるわけでございます。

○浦井委員 そういうふうには何万台あるわけですが、当然平均して一台に二人ずつぐらいは運転する人がおるといふふうに勘定していきますと、相当多くの労働者がこの職業に従事しておるということになると思うので、建設省としてもひとつ労働

働省と協力して、その人たちの健康の破壊というのですか、健康の把握のために、実態調査をやるべきだと私は思うのですが、どうでしょう。

○松尾説明員 労災の補償という立場と、それから労働衛生なり安全の今後の推進のための資料ということで、実は先ほど御指摘いただきましたその他の疾病の中の内訳が明確でないということ、私どもとしてそこを具体的に列挙しまして、全部具体的な病名をあげて、そこまでチェックできるようにして把握する。そうして、いままでその他として把握して、いままでたいしてなかったのではありませんけれども、御指摘のように非常にふえてまいりましたから、そこを明らかに把握する方法をとうとうということで、ことしからそういう把握の方法で進めてまいっております。

○浦井委員 これは少しこまかいのですが、最近、兵庫県の労働基準局が、港湾あるいは一般製造業、あるいは建設業も含めて、そこで使われているフォークリフトの運転者の実態調査をされたというふう聞いておられるのですが、その内容はわかっておりますか。

○松尾説明員 まだ結論が出ておりません。そういうことをやっているということを聞いております。

○浦井委員 そちらも報告を受けているだけです。

○松尾説明員 はい。

○浦井委員 そこで補償の問題について少し専門的になるかも知れぬのですが、さっきの施行規則三十五条の三十八号、「その他」という号についてなんですが、非常に近代化、機械化が進んでいますね。そうして、いまあなたが言われたように、新しい不正常な状態が出てきておるという中で、あの号は施行規則がつくられてからずっと変えられていないわけでしょう。そういう中で、非常に具体的に労災認定をしてほしいというふうに考えておられる側から見れば、いろいろ矛盾が出てきておるわけなんです。たとえば三十七号までに

入る場合には、むしろ認定する側の基準局に責任があるということで、いままで定まった書式で、非常に簡単な申請で通るといことになるわけなんです。が、「その他」ということになりまして、医師であるとかあるいは弁護士であるとか、そういういろいろな専門家の知識も入れて、専門家の手もわずらわして、相当膨大な資料をつくらなければならぬということになるわけなんです。これが一つの例なんです。腰の痛の人はこれだけの資料を書いている。それからこれは例のタイプスト、キーパンチャーの頸腕症候群、やはりこれだけのものでもまだ結審がつかないというふうな状態で、非常に複雑なわけなんです。そういう意味で、ひとつ労働省の方にお伺いしたいのですが、もって施行規則の三十五条を整備して、そしてそれ以後出てきておる具体的なケースもつけ加えて——あるいは上のはうでもっと簡略にすることろがあるかも知れぬ、たとえば十三号に出ておる書庫ですか、あれなんかも、いま出ておるキーパンチャーについてはほとんど「その他」で処理されておって、十三は非常に狭い意味にしか使われていないということも聞いております。そういう点をもっと整備して、労災認定の基準の改正というんですか、そういうようなことを私はやるべきだと思っております。御意見はどうでしょう。

○松尾説明員 いまの問題でございまして、三十五条の各号にあげておられますのは、従来の医学経験法則上と申します。従来から長い間かかってでき上がった職業性疾患、障害でございまして。最近あらわれてまいります。たとえばキーパンチャーの場合の手指以外の上肢疾患の問題、あるいは白ろ病の問題、米杉せんそくの問題、こういう問題がいろいろ出てまいっておりますので、そのつど専門家を会議を開きまして、そしてあそこにあげておる「その他業務に起因することの明かな疾病」の中を埋めていく、こういう作業でそこを充実していくというふうなことで救済していくというふうに私も考えまして、現在もそれを継続してやっておるわけで、先般来キーパンチャー

の上肢疾患の通達も出しておるような次第であります。

○浦井委員 腰痛であるとか、さっきのキーパンチャーであるとか、どんどん次から次へニューアンスの異なった通達が出ていって、それを扱う医療機関としても、弁護士としても、あるいは実際に被害を受けている患者にしても複雑きわまりないわけなんです。しかも書式が非常に複雑であるということ、私は、ある時期に思い切つて、そういう通達をずっと積み上げていく方式でなしに、やはりこの施行規則なりあるいは時によれば基準法なりの改正に踏み切るのが至当ではないかというふうに、重ねて意見を述べておきたいと思ふのです。

それから、時間がございませぬのでその次の問題に入りたいと思ふのですが、私、最近聞くところによると、現在のところ職業病というのですか、労災認定の決定は各地の労働基準監督署でやられ、少しむずかしいいろいろ疑義の出でくるのは基準局に上げる、それから中央にいく場合もあるというふうになっておるというふう聞いています。そういうふうな点、その場合に最近、どういふのですか、表現がなかなかむずかしいのですが、全国を数ブロックに分けて、そして常設の特別委員会というのですか、そういう決定権を持った委員会をつくつて、そこですべての労災認定を一括してやるというふうな話をちらつと聞いたのですが、そういう事実が、おありなんですか、どうですか。

○松尾説明員 いまの問題は、業務上外の認定が御指摘のようになかなか複雑な疾病につきまして、特にまた新しい職業の疾病につきまして現地でなかなか判定が困難である、そういう場合には複数の医師の方々、専門家の方々にお寄りいただきまして、そしてそこでのいろいろな御意見をいただく。認定それ自体は行政官庁の責任においてやらなければいけません。その複数の委員会をブロックに一つくらいつくりまして、そしていまの認定業務の促進をはかる、こういう意図で本年度の予算に計上して、認められております。

○浦井委員 時間がないので、あとでひとつその複数の委員会の資料をいただきたいと思うのです。どういふような計画を、たとえばどういふような人が入るのか、どういふ立場の人か、ひとつ資料をいただいてから意見をまとめたかと思うが、私はやはりそういうやり方には反対なんです。労災認定が非常に受けにくくなるという立場から反対しておきたいと思ふのです。

最後に、これもいまの問題に関係があるわけなんです。最初のころにいわれた非災害性の腰痛ですね。災害性の急性の腰痛は明らかに労災で認められるケースが多いわけなんです。が、慢性の腰痛、非災害性の腰痛については、むしろ認められない方向だということも聞いたのですが、その辺はどうですか。

○松尾説明員 先生は御専門の方だと思ひますので、私から申し上げるのもいかにかと思ひますが、問題は、御存じのように、個々の労働者について見るとそれぞれの要因が違ふ。既成症もいろいろございまして、発症した状態それ自体が、たとえばわれわれの申します機会原因なのか共同原因なのか、あるいは業務上に起因したのかどうか、非常に判定のむずかしい問題がございまして、もとより医師も相対立するという問題もございします。そういう問題はさらに第三者のお医者さんにお願ひして検討して、できるだけ手厚く補償していく、こういう考え方をとっております。

○浦井委員 その素因の問題、こういうふうなものをつつとむとかなかなかむずかしいのですが、私は、その個人個人の素因というふうなものは問題にすべきでない、こういう考え方に立って常日ごろ努力しておるわけなんです。それを言い出すと長くなりますので、最後に建設省政務次官にお伺ひしたいのですが、いま問答を聞いておられますけれども、とにかく災害が多い。それに対する処置というのがなかなか効果を發揮しておらないというの、やはり偽らざる実態ではないかというふうに思うのですが、政務次官としての御決意を最後に承つて、私の質問を終わりたいと思ふので

す。

○田村政府委員 お答えします。

いま質疑応答の中でもいろいろ出ましたように、産業界の科学技術の急激な進歩に伴って生活環境が非常な変革を行なう。したがって、いままでのような過去の実績の分類に該当するとかせぬとかでなくして、御指摘のように、どうしてこんな病気が起こっているのだ——病因は医学的にいろいろ問題がございましょうが、とにかく現在にかかっておる患者の方々をどういうふうに救ってあげるか、新しい労働対策といえますか、新しい勤労者対策を打ち出す。当然建設省としても、大きな仕事をやっておる役所でありますから、それらの建設業から起こってくるいろいろな問題、それらもあわせて、やはり政府としては、責任のある新しい対策をすみやかに各省と連絡をとって打ち出していくというような方向にいきたい、かように考えております。

○金丸委員長 次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十八分散会

昭和四十五年四月七日印刷

昭和四十五年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局